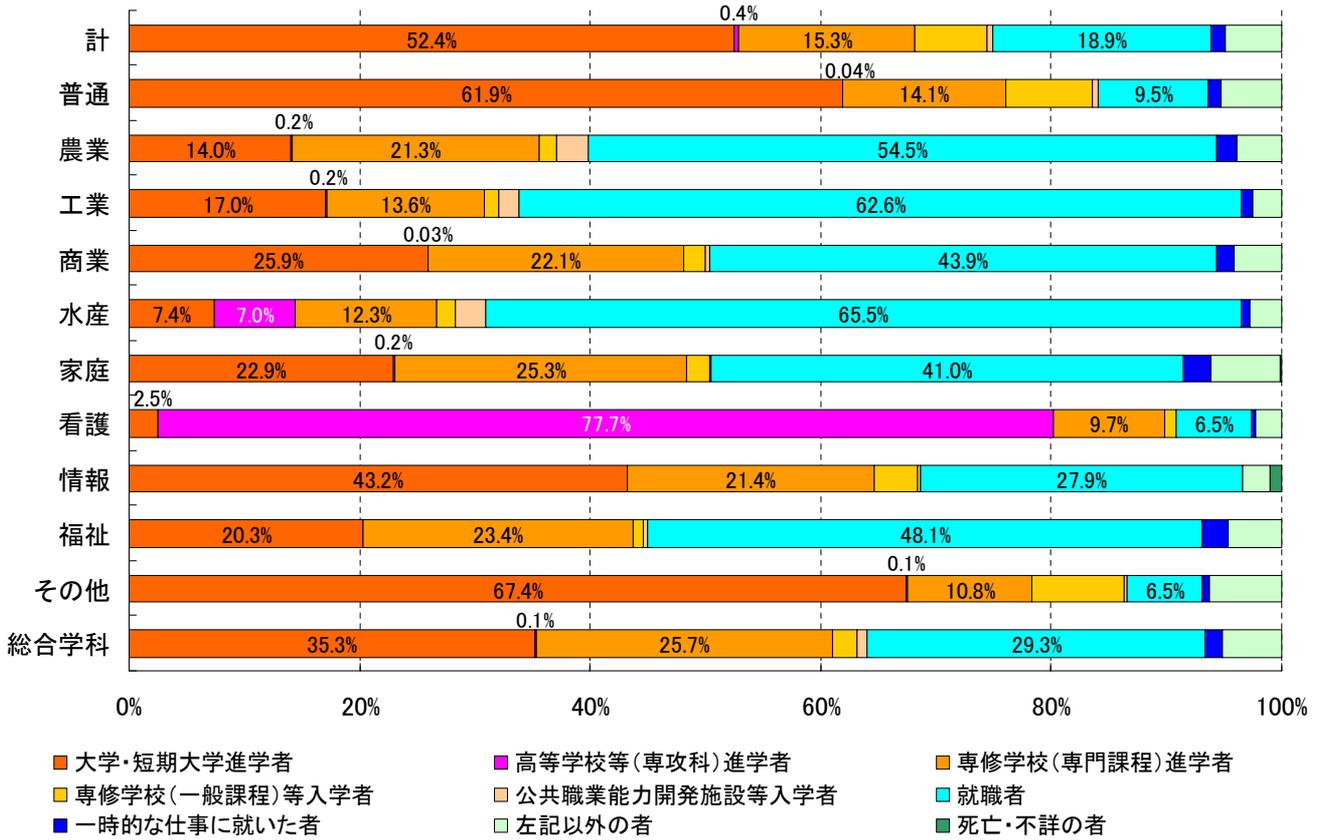


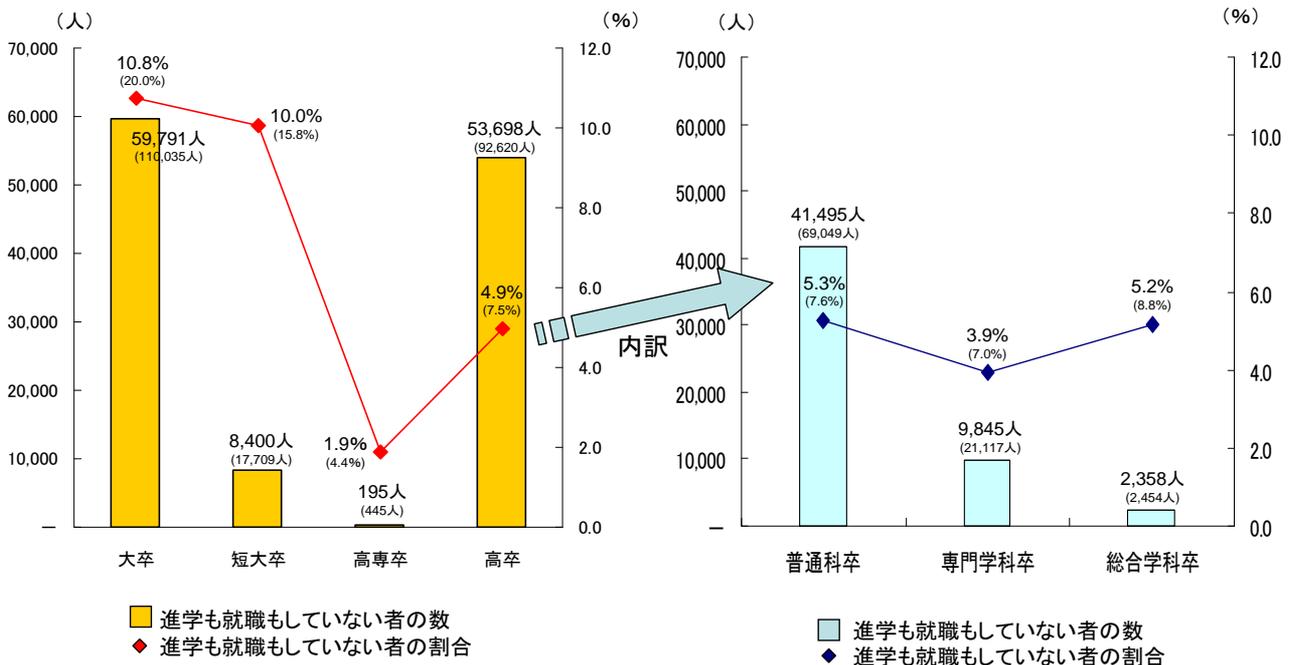
# 高等学校卒業者の進路別の割合（学科別）（平成20年3月）



（出典）文部科学省「平成20年度 学校基本調査」

## 卒業後、進学も就職もしていない者の割合

ここ数年減少傾向にあるものの、大学・短大で約10%、高等学校で約5%存在。高等学校において、学科別に見ると、普通科卒が最も多くなっている。

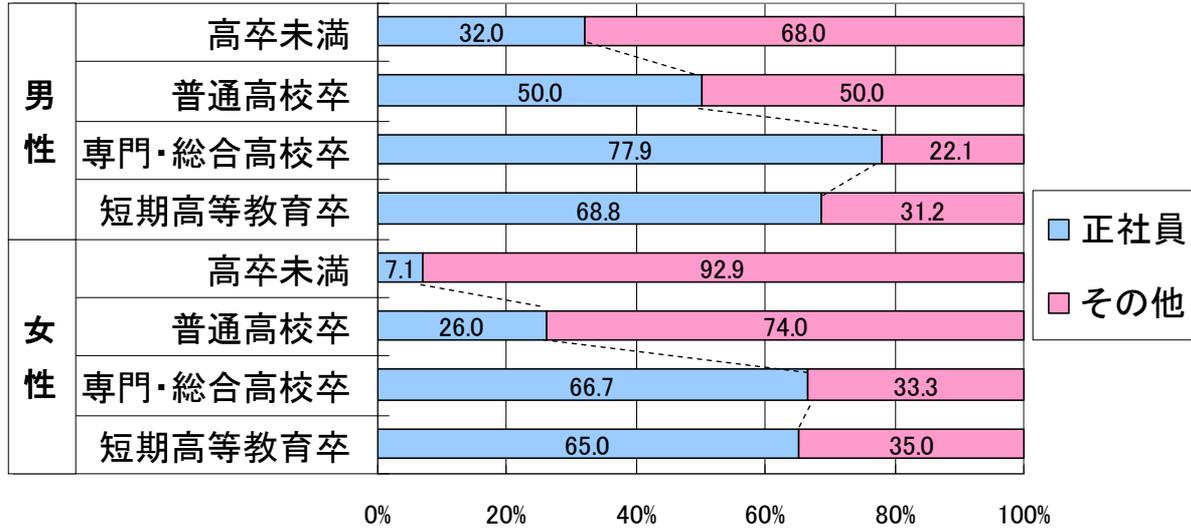


※平成20年3月卒業生(カッコ内は平成16年3月卒業生)  
※専門学校についてはデータ無し

（出典）文部科学省「学校基本調査」

# 学歴別の正社員割合

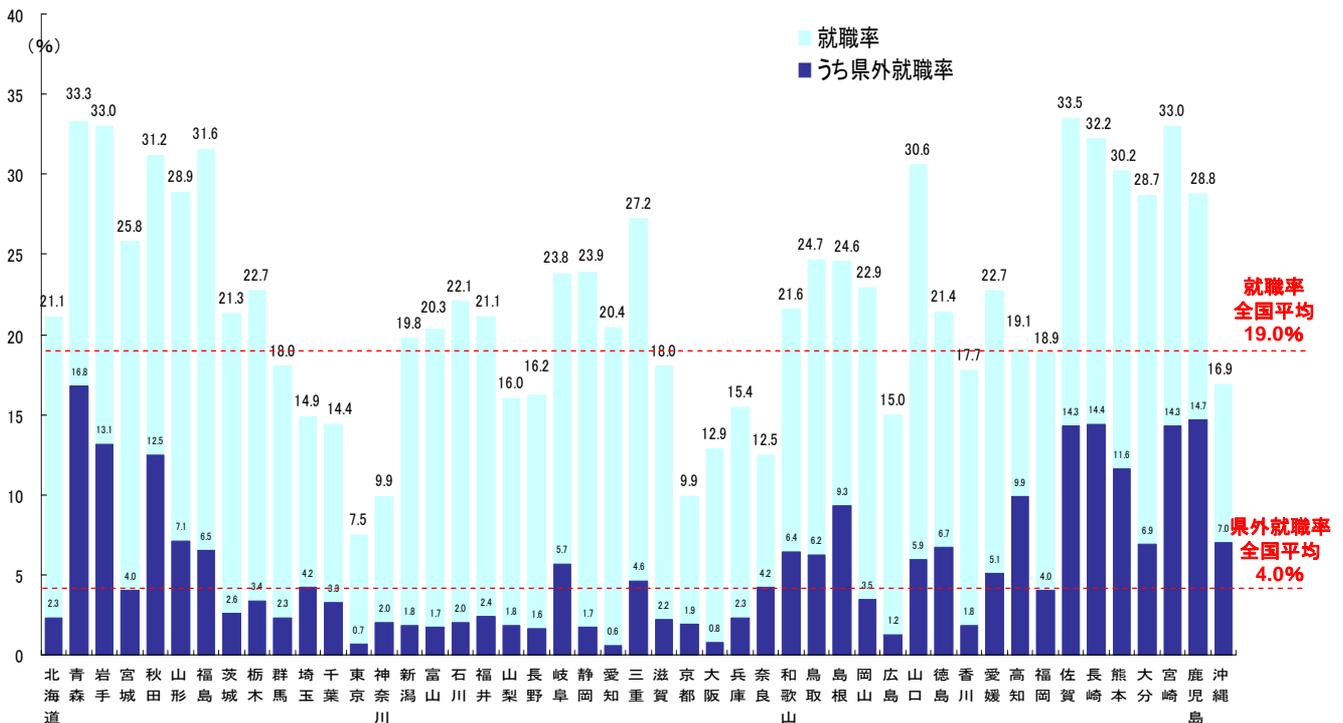
普通科卒よりも、専門学科・総合学科卒の方が、正社員比率が高くなっている。



※ 平成19年度に、21歳となる者(約1,700名)を対象に行ったサンプル調査の結果に基づき集計。

資料:「若者の教育とキャリア形成に関する調査(2007年第1回調査報告書)」  
(日本教育学会特別調査研究「若者の教育とキャリア形成に関する研究会」)

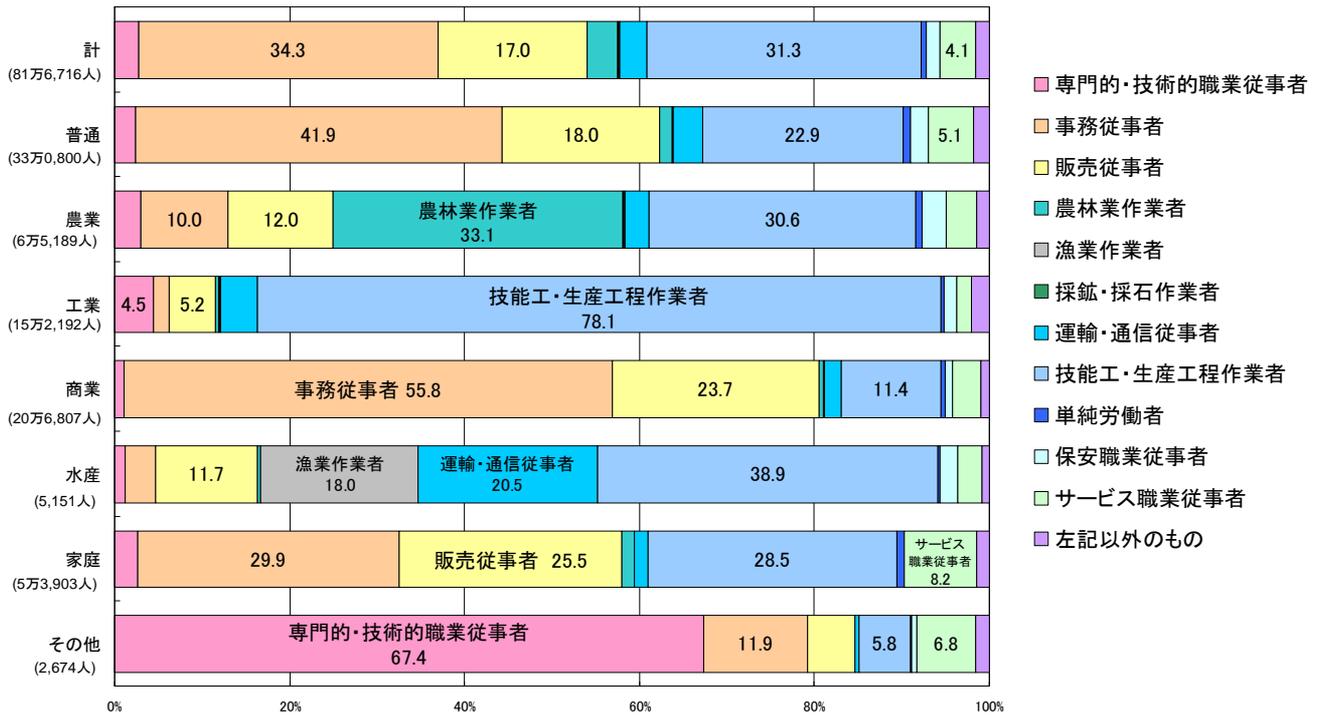
## 高等学校卒業者の就職率 (都道府県別) (平成20年3月)



※ 全日制・定時制のみ

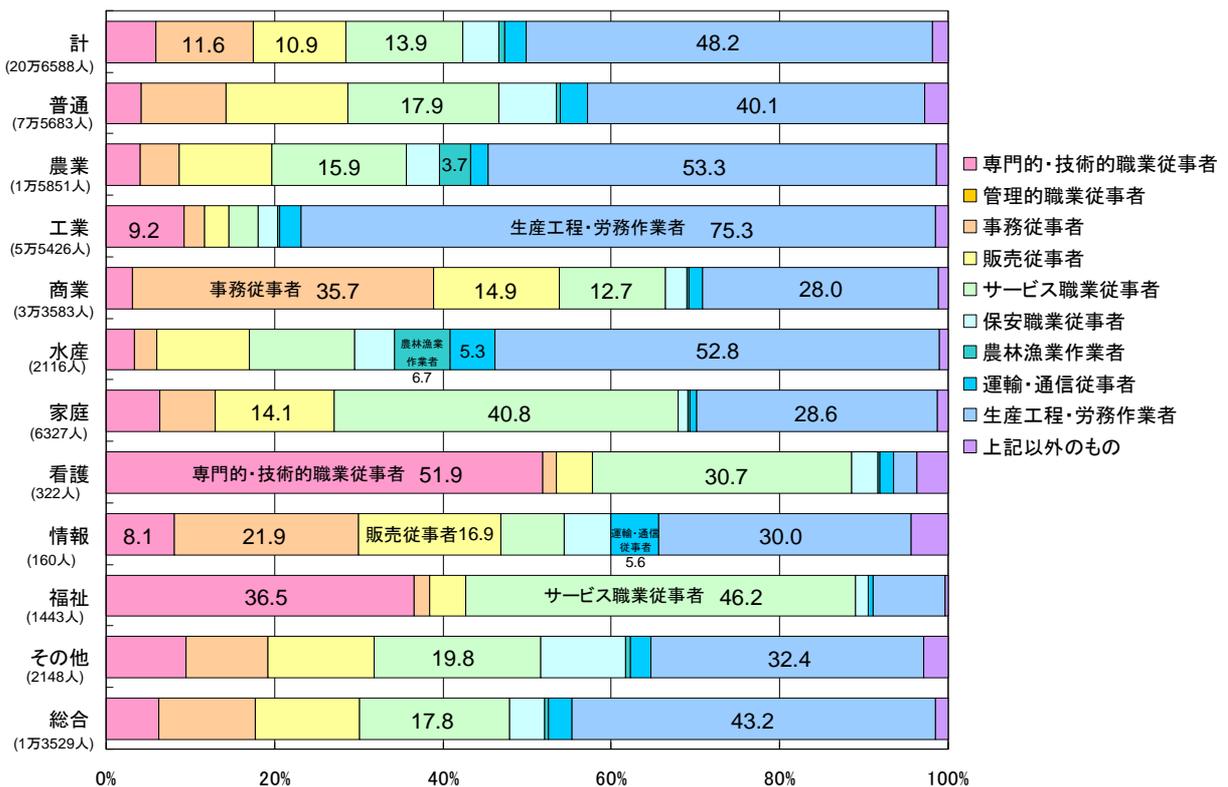
(出典)文部科学省「平成20年度 学校基本調査」

# 高等学校卒業者の職業別就職割合（学科別）（昭和45年3月）



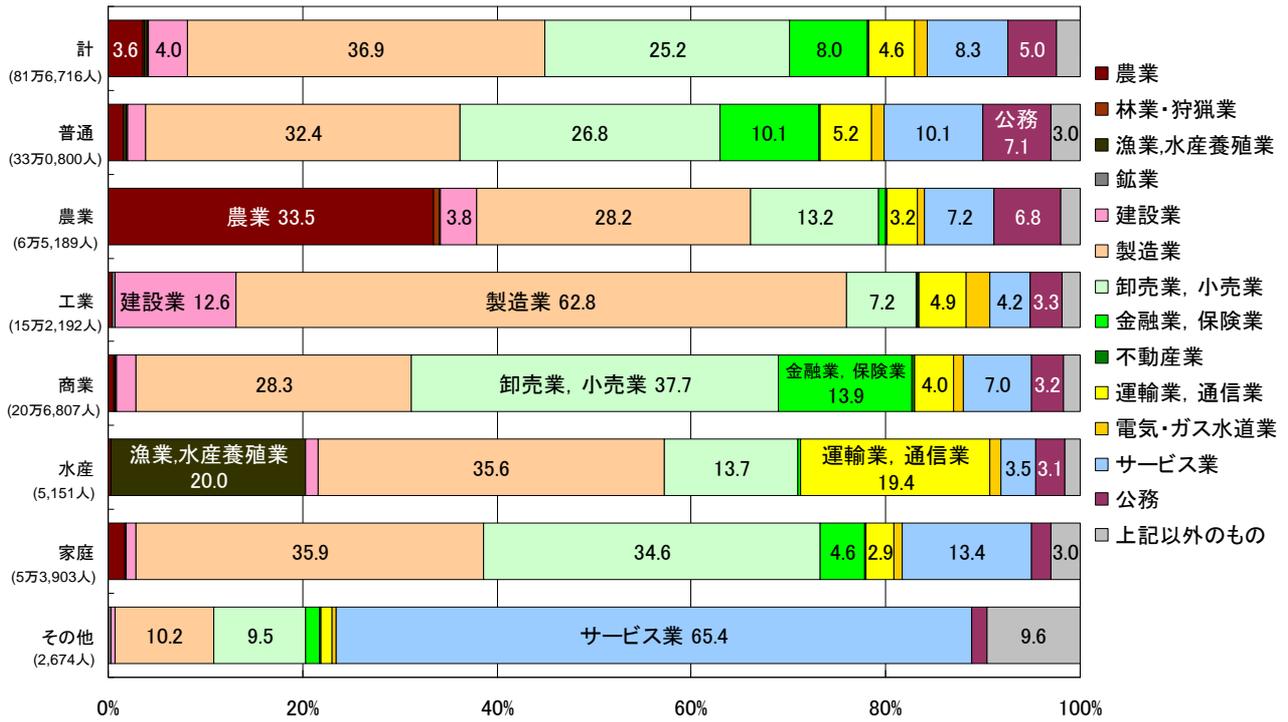
（出典）文部科学省「学校基本調査」

# 高等学校卒業者の職業別就職割合（学科別）（平成20年3月）



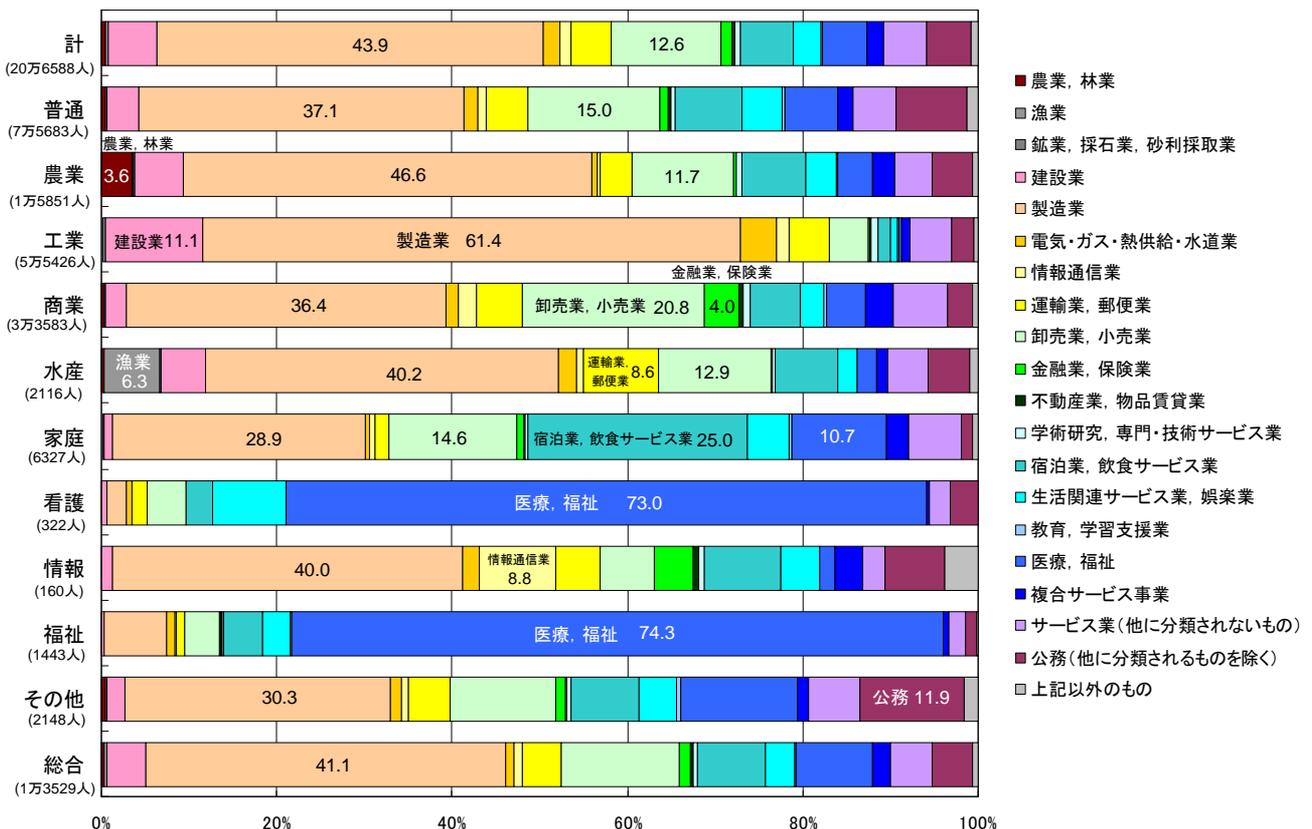
（出典）文部科学省「学校基本調査」

# 高等学校卒業者の産業別就職割合（学科別）（昭和45年3月）



(出典) 文部科学省「学校基本調査」

# 高等学校卒業者の産業別就職割合（学科別）（平成20年3月）



(出典) 文部科学省「学校基本調査」

# 科目「産業社会と人間」の概要

## 【経緯】

平成5年、高等学校における総合学科の創設に伴い、自己の進路への自覚を深めさせるとともに、将来の職業生活の基礎となる知識・技術等を修得させるため、総合学科において原則としてすべての生徒に履修させる科目として設けられる。平成11年の学習指導要領の改訂の際に、学校設定教科に関する科目として明示された。

## 【取扱い】

- 総合学科においては、すべての生徒に原則として入学年次に履修させるものとし、標準単位数は2～4単位。
- その他の学科では、学校設定教科に関する科目として設けることができる。

## 【ねらい】

- 人間としての生き方の探求、特に自己の生き方の探求を通して、職業を選択し、決定する場合に必要な能力と態度を養うこと
- 将来の職業生活を営む上で必要な態度やコミュニケーションの能力を培うことや現実の産業社会やその中で自己の在り方生き方について認識させ、豊かな社会を築くために積極的に寄与する意欲や態度を育成すること

## 【指導教員】

特定の教科に相当しないものにあっては免許状の教科を問わず指導するものとし、特別な知識・技術が必要とする内容の学習を行う場合には当該学習内容と関連の高い教科の免許状を有する者が中心となり、複数の教員によるチームティーチングによって指導する。

## 【教科書】

検定教科書、文部科学省著作教科書がないため、当該高等学校の設置者の定めるところにより、他の適切な教科書を使用。

## 【開設状況】（平成19年度入学者に係る学科の状況（全日制・定時制））

普通科 0.8% 専門学科 0.7% 総合学科 89.2%

（出典）「平成19年度 公立高等学校における教育課程の編成・実施状況調査」

# 科目「産業社会と人間」の取組例①

## 東京都立晴海総合高等学校

### 【目標】

- ・ 卒業後の進路や生き方について考える
- ・ 2年生からの「系列」及び「科目」を選択する考え方や態度を養う
- ・ 学ぶことの意義について理解を深める
- ・ 学び方(Learning Skill)を学ぶ
- ・ 社会の変化を踏まえ、未来社会でも個性を発揮することを考える

### 【主な内容】

- ・ 班別調査学習（発表内容の検討 → レジюме等の資料作成 → 発表会）  
→ ・ 現代社会の課題について考える  
・ 社会における自己の活かし方を考える  
・ プレ課題研究(2年次) 課題研究(3年次)につながる調査方法・発表表現の習得する
- ・ 職場訪問（事前説明・職業に関する講演会 → 職場訪問 → 報告会）  
→ ・ 職業の世界(事業・組織・社会)を知る  
・ 勤労観・職業観を育成する  
・ 社会規範を知る  
・ コミュニケーション能力を高める  
・ まとめ、発表する力を高める
- ・ ライフプラン作り（自分史の作成 → 発表原稿の作成 → 発表会）  
→ ・ 自分の将来像を具体的にイメージさせ、暫定的な目標の設定をし、夢の実現に向かう行動  
・ 現在の自分の生活を省みる  
・ 友人のライフプランから学ぶ  
・ お互いの個性を活かす態度を身につける

## 愛知県立岩倉総合高等学校

### 【目標】

- ・ 様々な活動(講演・調査研究・見学・体験など)を通して、自らの進路や将来のあり方について、考えを深め、より望ましい生き方を探求する

### 【主な内容】

- ・ 校外学習（企業・大学の見学 → 発表会準備 → 発表会）  
→ 「調べる力」「聞く力」「まとめる力」「発表する力」の土台作り
- ・ 地域の産業見学（企業見学 → 発表会準備 → 発表会）  
→ 地域の産業理解、職業と地域の関連、身だしなみやマナーの大切さなどを学び、勤労観・職業観を育成
- ・ 「社会人講師の先生を困んで」講演会  
（地域の経営者との座談会・体験学習 → 発表会準備 → 発表会）  
→ 今後の人生や職業を体感するとともに、様々な職業の人が社会を支えていることを理解
- ・ 研究報告書の作成・発表  
→ 1年間の自分の取組や成長を客観的に振り返り、それを発表することにより、キャリア力(人生づくりの力)の育成を図る

## 科目「産業社会と人間」の取組例②

### 筑波大学附属坂戸高等学校

#### 【目標】

- ・ 様々な体験的学習を通して自己を見つめ、将来について考え、2、3年次の履修計画を作成する
- ・ 産業や社会について学び、産業の意義や使命を理解し、どうしたら社会をもっとよくなるかを考える

#### 【主な内容】

- ・ 社会人講師の講演会、菜園づくり  
→ 色々な体験を通して、自分の適性を把握する。菜園づくりを通して食の生産を含む社会の在り方を考える
- ・ 社会人講話と職場実習、上級学校見学会  
→ 職業や上級学校を知り、進路を考える
- ・ 特別支援学校との交流会、福祉体験  
→ 自分の立場と違う人を知り、自分を見つめ直すとともに、社会の在り方考える
- ・ ライフプランの作成（発表準備 → 発表会）  
→ 履修計画を作成する過程における考えを整理し、決意を固めるとともに級友たちの考えを知る

### 大分県立日田三隈高等学校

#### 【目標】

- ・ 自分を知る、社会を知る、自分と社会の接点を知る
- ・ 「調べる力」「まとめる力」「発表する力」「聞く力」の4つの力を身につけ、これを「生きる力」に結びつける
- ・ 自ら進んで進路を選択していく能力を身につける

#### 【主な内容】

- ・ 進路学習（職業調査：調査 → 発表準備 → 発表会）  
→ 活動を通じて4つの力を養い、これまで興味・関心の無かった職業を理解するとともに、発表会等で進路情報を共有することで、社会を知る。
  - ・ 職場見学・上級学校見学  
（事前調査 → 報告書作成・共有 → 見学 → 発表準備 → 発表会）  
→ 職場や上級学校の実際を知ること、進路に対する視野を広げるとともに、自らすすんで進路を選択する能力を養う。
  - ・ 「この人に学ぶ」  
（職業人調査：「この人」の選定 → 面接調査 → 発表準備 → 発表会）  
→ 個人での活動を通じて4つの力を高めるとともに、得られた進路情報を共有し、職業を通じた在り方生き方について考える。4つの力を総動員する。
  - ・ 「キャリアプラン・ライフプラン」の作成（発表準備 → 発表会）  
→ 1年間の学習をもとに、今後の2年間及び生涯を見据えた自己の在り方生き方をシミュレーションする。4つの力の集大成を図る。
  - ・ 「3年生に学ぶ」「卒業生に学ぶ」  
→ 身近な先輩に学ぶことで、自分の近未来像を描く。これからの高校生活への意欲を喚起するとともに、様々な職業についての理解を深める。
- ※ すべての活動において、「調べる・まとめる・発表する・聞く」ことを繰り返し、全員がホームルームで発表し、ホームルーム代表が学年発表会に臨む。（全員が主役となる）

## 公立高等学校におけるインターンシップの実施状況①

### 1 インターンシップ実施状況（平成19年度調査時点）

#### (1) 学校別実施状況（予定含む）

公立高等学校数	実施学校数	実施率
4,540校（4,626校）	2,931校（2,908校）	64.6%（62.9%）

#### (2) インターンシップの教育課程等への位置付けの状況等（複数回答可）

教育課程等への位置付け	参加形態		
	原則として当該学年の全員が参加	選択・希望者等当該学年の一部の生徒が参加	
特別活動での実施	338校（381校） 11.5%（13.1%）	205校（219校） 60.7%（57.5%）	134校（166校） 39.6%（43.6%）
総合的な学習の時間で実施	765校（751校） 26.1%（25.8%）	583校（570校） 76.2%（75.9%）	182校（189校） 23.8%（25.2%）
現場実習等職業に関する教科・科目の中で実施	627校（609校） 21.4%（20.9%）	410校（419校） 65.4%（68.8%）	247校（219校） 39.4%（36.0%）
「課題研究」の中で実施	224校（226校） 7.6%（7.8%）	117校（122校） 52.2%（54.0%）	109校（117校） 48.7%（51.8%）
学校設定教科・科目で実施	274校（267校） 9.3%（9.2%）	128校（116校） 46.7%（43.4%）	149校（152校） 54.4%（56.9%）
「学校外における学修」として実施	310校（291校） 10.6%（10.0%）	49校（53校） 15.8%（18.2%）	264校（243校） 85.2%（83.5%）
教育課程には位置付けずに実施	1,324校（1,243校） 45.2%（42.7%）	215校（173校） 16.2%（13.9%）	1,114校（1,089校） 84.1%（87.6%）

※ 2つ以上に該当する場合は、その全てをカウント。

※ 実際に事業所等で行う体験活動を対象とし、事前・事後活動等は含めない。

#### (3) インターンシップ推進のための都道府県（指定都市）の独自事業の実施状況

実施している	H20から実施予定である	実施に向けて検討中	予定なし
47（51）	1（0）	2（1）	14（10）

#### (4) 市役所・町村役場でインターンシップを受け入れている市町村数（指定都市は除く）

受け入れている
848（853）

（出典）国立教育政策研究所「平成19年度 職場体験・インターンシップ実施状況等調査」

# 公立高等学校におけるインターンシップの実施状況②

## 2 学科別状況（全日制・定時制）

### (1)平成19年度 学科別実施率（公立）

農業	工業	商業	水産	家庭	看護	情報	福祉	その他の職業に関する学科	小計	普通科	その他の学科	総合学科	全体
88.9	75.5	79.5	93.3	82.9	96.9	72.2	89.4	76.9	81.1	52.8	27.6	78.6	61.8

### (2)平成19年度 実施学科数及び体験生徒数（公立）

	農業	工業	商業	水産	家庭	看護	情報	福祉	その他の職業に関する学科	小計	普通科	その他の学科	総合学科	全体
実施学科数 <単位認定 学科数>	320 <172>	472 <183>	472 <170>	42 <9>	175 <61>	31 <30>	13 <5>	42 <34>	10 <2>	1,577 <666>	1,601 <370>	121 <24>	217 <89>	3,516 <1,149>
体験した 生徒数	22,173	45,174	43,683	2,460	9,001	2,763	557	3,745	991	130,547	86,790	3,170	22,898	243,405
4年間を通 して1回でも 体験した 3・4年生数 割合※	18,979 (64.3)	41,072 (52.4)	37,686 (57.4)	1,994 (61.3)	6,618 (67.2)	1,223 (99.7)	359 (38.6)	1,656 (92.8)	474 (30.4)	110,061 (57.3)	75,358 (14.4)	2,564 (10.8)	18,401 (41.9)	206,384 (26.4)

※（ ）内はその学科の3・4年生全体に占める割合（%）

（出典）国立教育政策研究所「平成19年度 職場体験・インターンシップ実施状況等調査」

## 特別免許状制度

### I. 制度の目的・概要

教員免許状を持っていないが優れた知識経験等を有する社会人等を教員として迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応や、その活性化を図るため、授与権者（都道府県教育委員会）の行う教育職員検定により学校種及び教科ごとに授与する「教諭」の免許状。（昭和63年に創設）

### II. 担当する教科等

小学校、中学校、高等学校における全教科（平成10年に対象教科を拡大）  
特別支援学校における自立教科（理療、理容、自立活動など）

### III. 授与手続・要件

#### 【授与手続】

1. 任用しようとする者（都道府県教育委員会、学校法人等）の推薦
2. 都道府県教育委員会が行う教育職員検定（人物・学力・実務・身体）の合格  
（合否決定に際し、学校教育に関する学識経験者等へ意見聴取）

#### 【授与要件】

1. 担当する教科の専門的な知識経験又は技能
2. 社会的信望・熱意と識見  
（平成14年に学士要件を撤廃）

### IV. 免許状の効力

授与を受けた都道府県においてのみ終身有効（平成14年に有効期限（5～10年）を撤廃）

### V. 授与件数・事例

#### 【授与件数】

延べ290件（平成20年3月31日現在）

#### 【件数の推移】

年度	件数	年度	件数	年度	件数
平成元	14	平成7	0	平成13	4
2	2	8	1	14	6
3	2	9	5	15	47
4	3	10	1	16	49
5	2	11	0	17	35
6	12	12	1	18	37
				19	69

#### 【主な事例】

高等学校の書道[書道家]、公民[新聞記者]、  
保健体育[高校野球監督]、  
英語[企業で英文和訳担当]、  
家庭[調理師専門学校教員]、  
工業[製鉄会社職員]、  
商業[企業で会計処理担当]、水産[航海士]、  
看護[医師・看護師]、宗教[住職・牧師]、  
中学校の理科[農学博士・研究者]

# 特別非常勤講師制度

## I. 制度の目的・概要

地域の人材や多様な専門分野の社会人を学校現場に迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応やその活性化を図るため、教員免許を有しない非常勤講師を登用し、教科の領域の一部を担当させることができる(昭和63年に創設)。

## II. 担当する教科等

小学校、中学校、高等学校、特別支援学校における全教科、道徳、総合的な学習の時間の領域の一部及び小学校のクラブ活動(平成10年に対象教科を拡大)

## III. 登用手続

任命・雇用しようとする者から授与権者(都道府県教育委員会)への届出(平成10年に許可制から届出制に変更)

## IV. 届出件数・事例

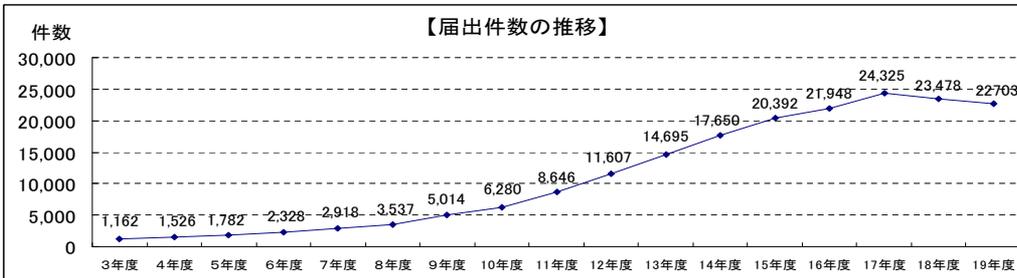
### 【届出件数】

平成19年度: **22,703件** (小学校: 8,351件、中学校: 3,771件、**高等学校: 10,010件**、特別支援学校: 571件)

### 【主な事例】

**小学校** 生活: 米作り[農家], 音楽: 和太鼓[和太鼓師範], 家庭: 食に関する指導[学校栄養職員], クラブ活動: 手話[手話通訳者], 道徳: [獣医師], 総合的な学習の時間: 英会話[英会話教室講師], コンピュータ活用[専門学校講師]  
**中学校** 国語: 朗読[劇団職員], 理科: 自然観察[自然保護協会員], 技術: 木工[宮大工棟梁], 家庭: 食物[栄養士], 道徳: 奉仕する心の講話[ボランティア], クラブ活動: 謡曲[観世流能楽師], 総合的な学習の時間: 国際理解[旅行会社添乗員]  
**高等学校** 国語: 演劇[演劇講師], 保健体育: 太極拳[中国武術審判員], 家庭: 調理実習[料理教室講師], 工業: 製図[一級建築士], 商業: 簿記[税理士], 総合的な学習の時間: 職業観の育成[ホテル支配人]  
**特別支援学校** 保健: リハビリテーション[理学療法士], 音楽: 箏曲[箏曲三弦教授], 職業指導: 窯業[陶芸家]

【届出件数の推移】



(注) 特別非常勤講師は平成10年7月に許可制から届出制となった。

(文部科学省調べ)

# 専修学校高等課程(高等専修学校)の制度の概要

## 目的

### ○学校教育法第124条

第一条に掲げるもの以外の教育施設で、**職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として**次の各号に該当する組織的な教育を行うもの(当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び我が国に居住する外国人を専ら対象とするものを除く。)は、専修学校とする。

- 一 修業年限が一年以上であること。
- 二 授業時数が文部科学大臣の定める**授業時数(※)以上**であること。
- 三 教育を受ける者が**常時四十人以上**であること。 ※ 年間800時間(専修学校設置基準第5条第1項)

### ○学校教育法第125条

専修学校には、高等課程、専門課程又は一般課程を置く。

2 **専修学校の高等課程においては、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者に対して、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて前条の教育を行うものとする。**

### ○学校教育法第126条

高等課程を置く専修学校は、高等専修学校と称することができる。

## 分野

- ①工業分野、②農業分野、③医療分野、④衛生分野、⑤教育・社会福祉分野、⑥商業実務分野、⑦服飾・家政分野、⑧文化・教養分野

## 大学入学資格付与

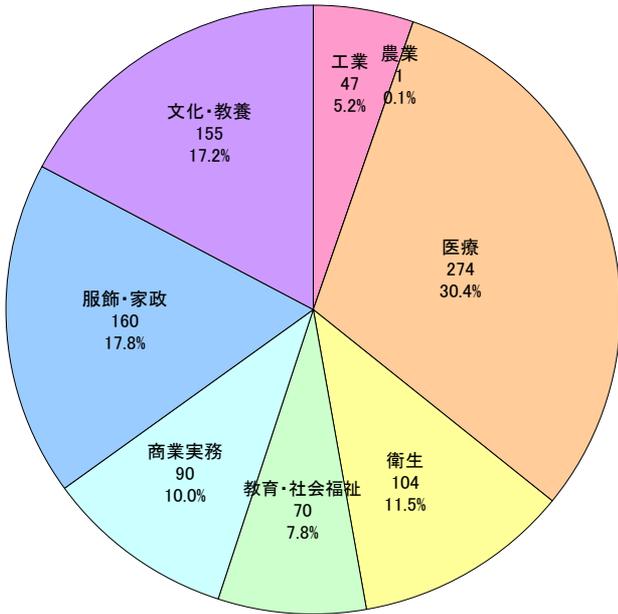
### ○文部科学省告示第137号

- ①修業年限3年以上
- ②年間授業時数2,590時間

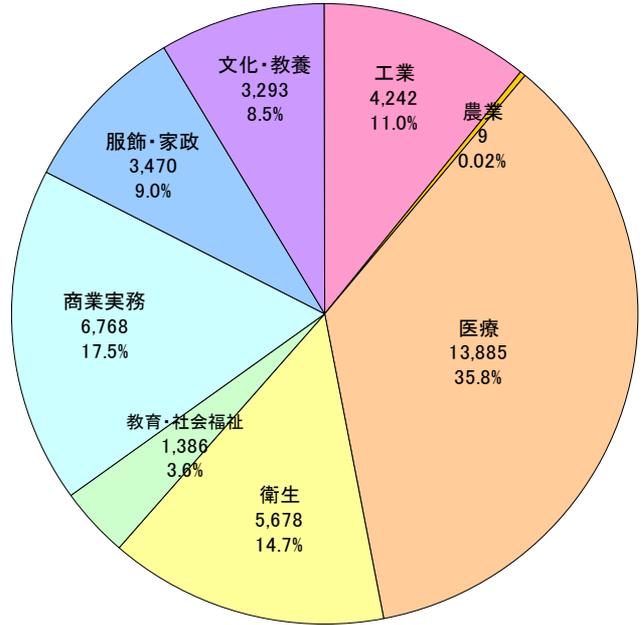
〔なお、卒業に必要な普通科目(国語、地理歴史、公民、数学、理科または外国語)についての総授業時数は420時間以上。ただし、105時間までは教養科目で代替可能。〕

# 専修学校高等課程（高等専修学校）の状況

学科別学科数の割合



学科別生徒数の割合

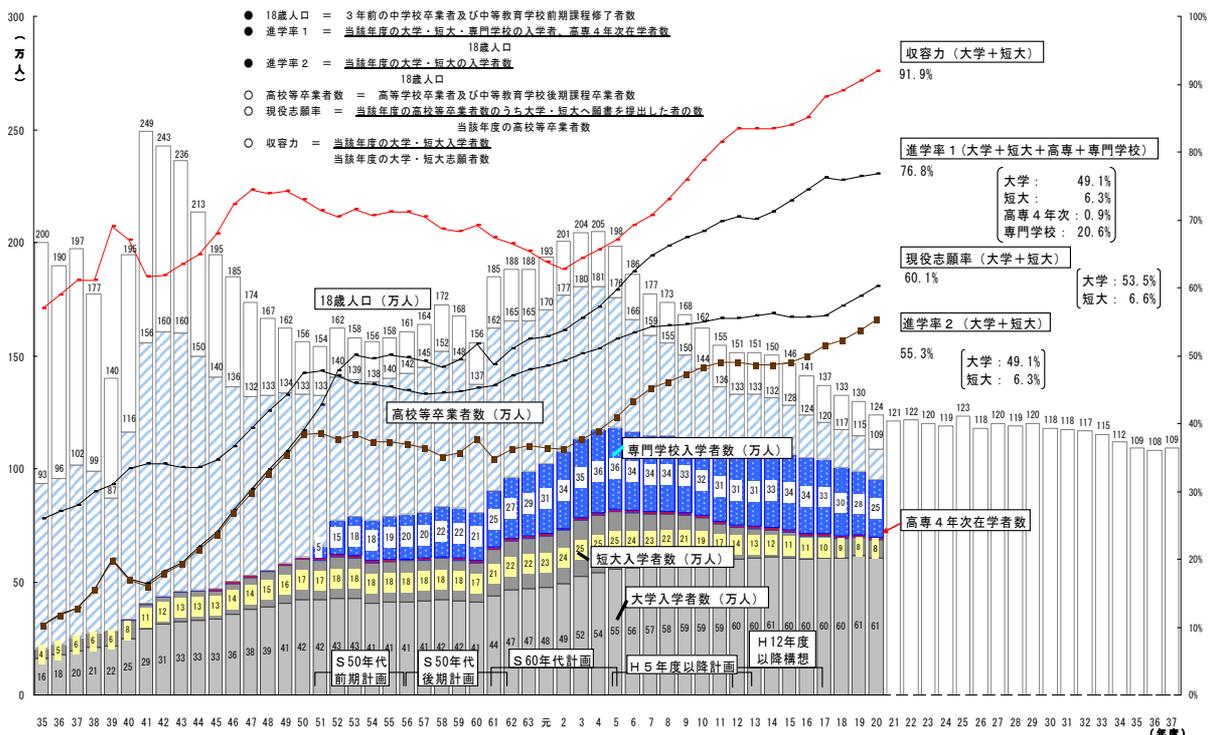


(出典) 文部科学省「平成20年度 学校基本調査」

## IV 高等教育における職業教育の在り方

### 高等教育の現状

#### 18歳人口、進学率の推移



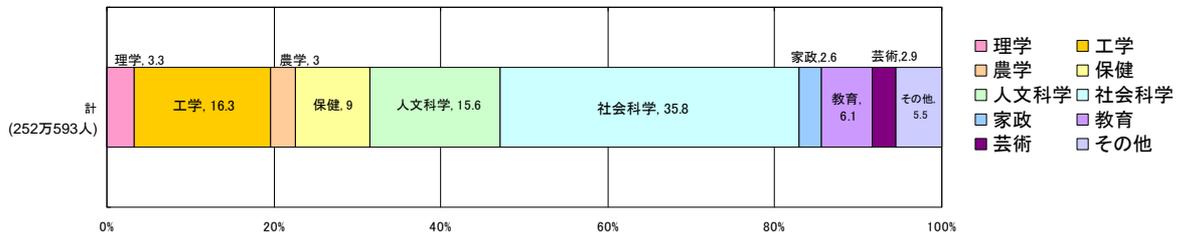
## 大学の学校数及び学生数の変遷



大学数には通信教育のみを行う学校を含む  
 学生数には大学院、専攻科、別科も含む

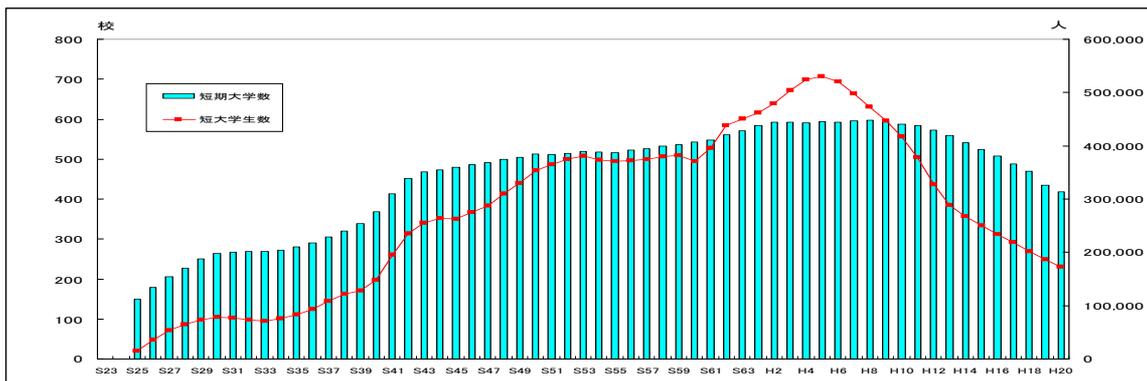
資料：文部科学省「学校基本調査」

## 大学の学科別学生割合（平成20年3月）



資料：文部科学省「学校基本調査」

## 短期大学の学校数及び学生数の変遷



短大数には通信教育のみを行う学校を含む  
 学生数には専攻科、別科も含む

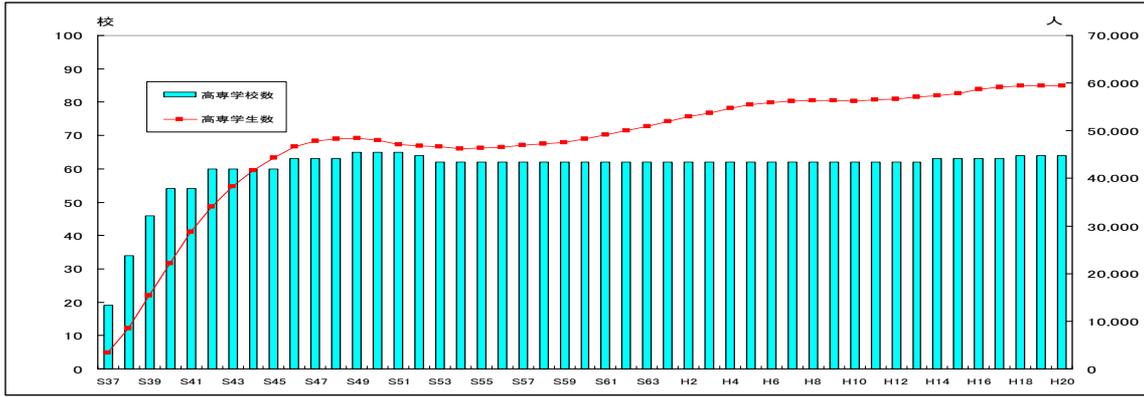
資料：「学校基本調査」、「全国短期大学一覧」

## 短期大学の学科別学生割合（平成20年3月）



資料：文部科学省「学校基本調査」

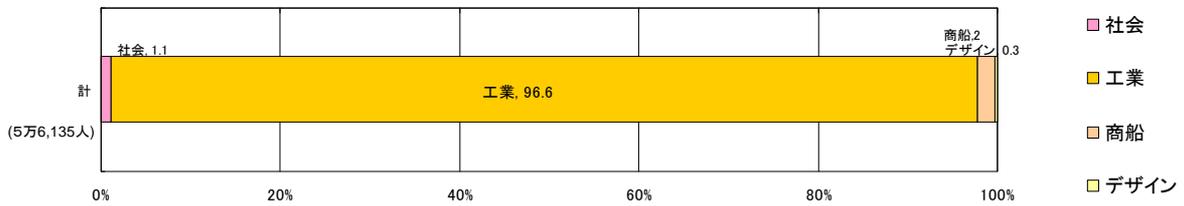
## 高等専門学校の学校数及び学生数の変遷



学生数には専攻科及び聴講生・研究生も含む

資料: 文部科学省「学校基本調査」

## 高等専門学校の学科別学生割合 (平成20年3月)



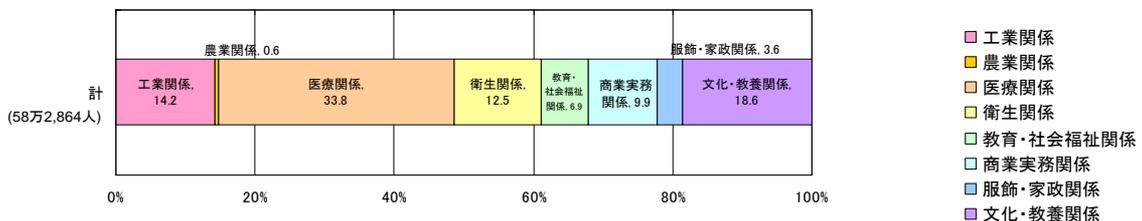
資料: 文部科学省「学校基本調査」

## 専門学校の学校数及び生徒数の変遷



資料: 文部科学省「学校基本調査」

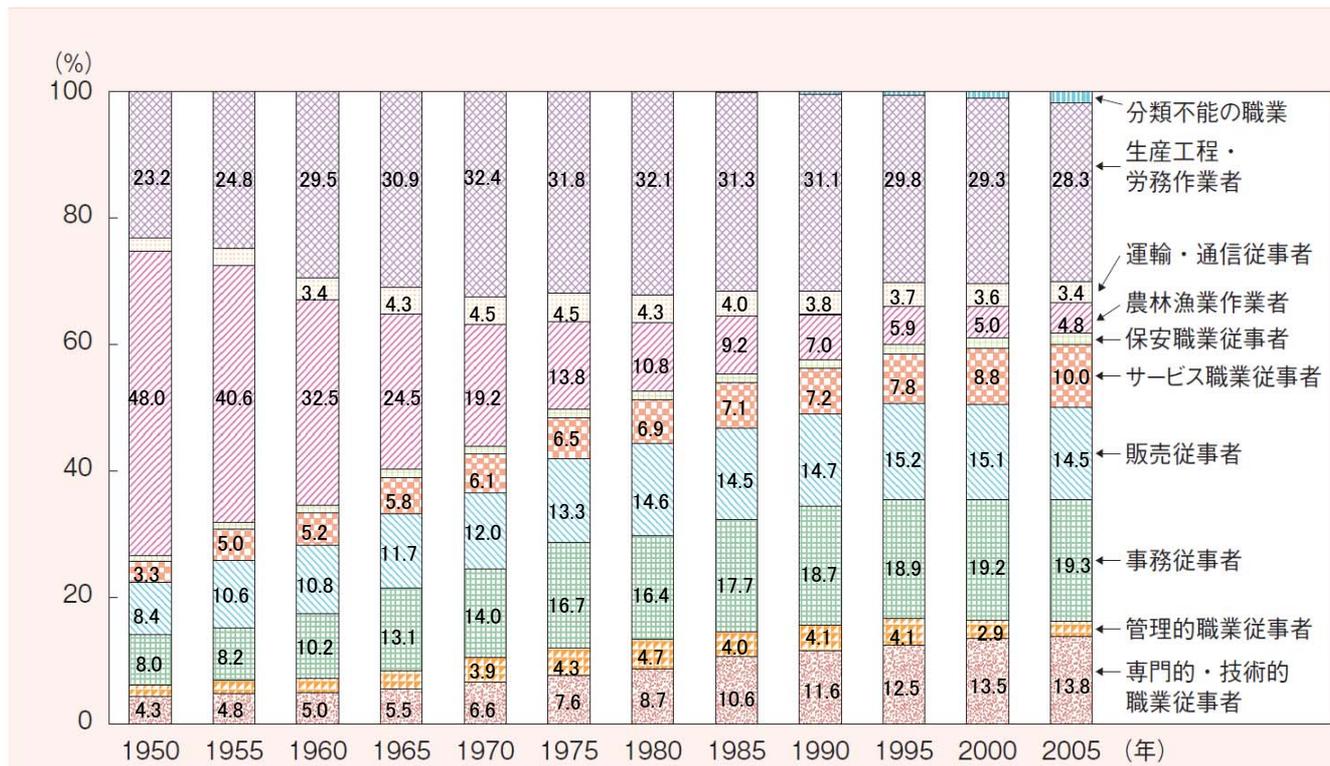
## 専門学校の学科別生徒割合 (平成20年3月)



資料: 文部科学省「学校基本調査」

# 人材需要に関する各種調査結果等

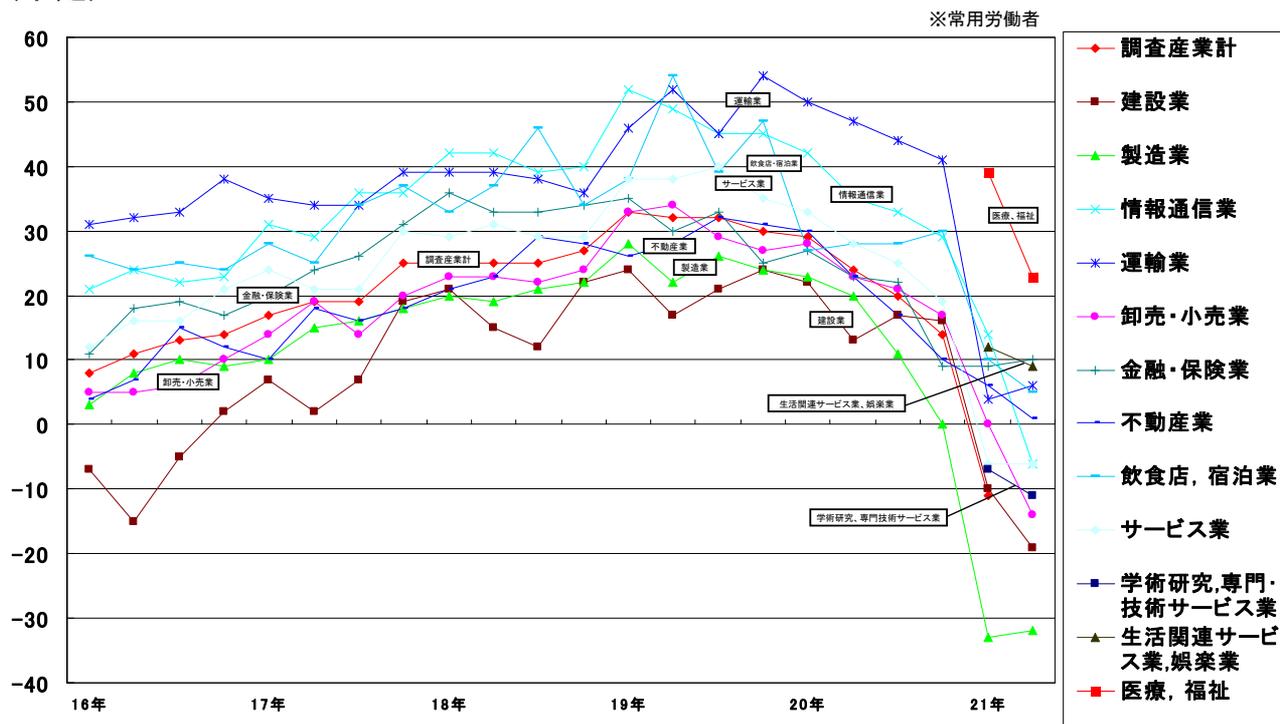
## 職業別就業者構成割合の変遷



資料 総務省統計局「国勢調査」

## 産業別労働者の過不足状況判断 (D.I.: 「不足」 - 「過剰」)

(不足)

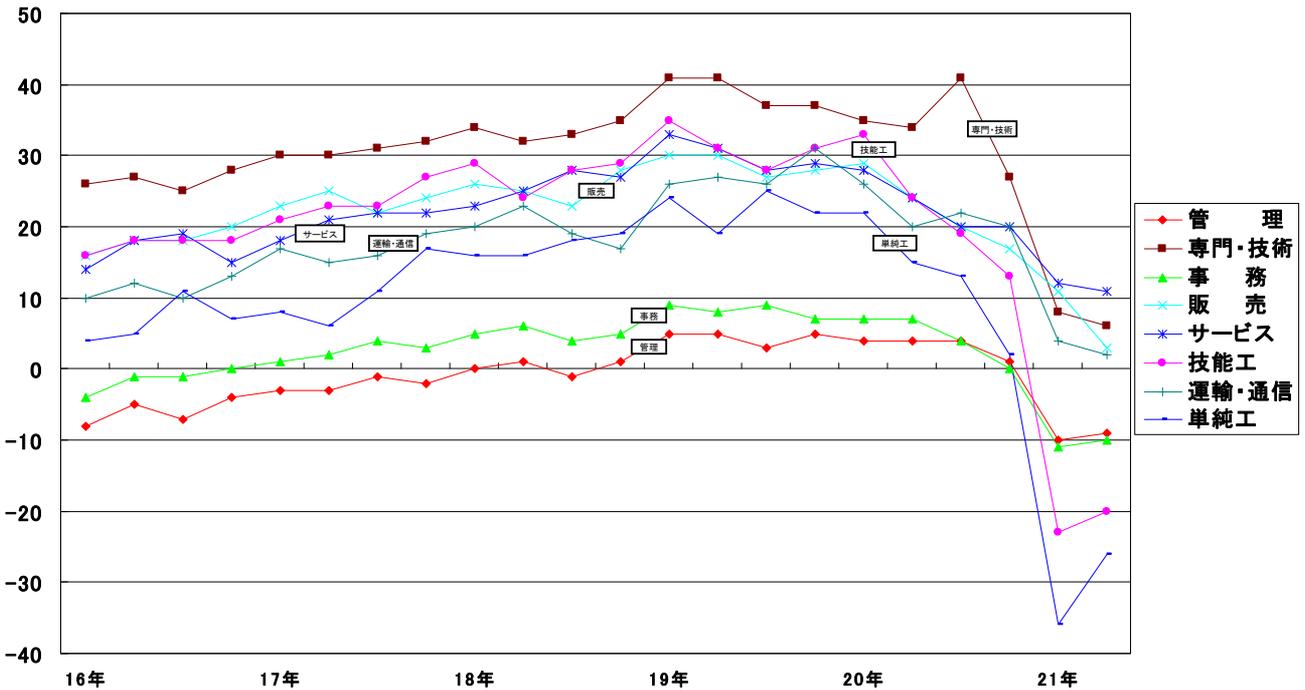


(過剰)

資料:厚生労働省「労働経済動向調査」

# 職種別労働者の過不足状況判断 (D.I. : 「不足」 - 「過剰」)

(不足)



(過剰)

資料:厚生労働省「労働経済動向調査」

## 新規求人倍率の推移

※パート除く

	16年度計	17年度計	18年度計	19年度計	20年度計	平均	倍率順
<b>専門的・技術的職業</b>	<b>1.83</b>	<b>2.19</b>	<b>2.33</b>	<b>2.29</b>	<b>1.85</b>	<b>2.10</b>	
機械・電気技術者	6.34	6.97	7.09	5.68	2.81	5.78	2
鉱工業技術者	2.56	3.20	3.21	2.35	1.21	2.51	14
建築・土木・測量技術者	1.94	2.95	2.68	2.35	1.68	2.32	19
情報処理技術者	4.27	5.18	5.36	4.88	2.71	4.48	4
その他の技術者	1.61	1.77	1.99	1.76	1.02	1.63	33
医師、歯科医師、獣医師、薬剤師	5.70	6.12	6.90	7.66	8.47	6.97	1
保健師、助産師、看護師	1.86	2.17	2.65	2.96	3.14	2.56	13
医療技術者	2.22	2.45	2.55	2.53	2.45	2.44	18
その他の保健医療の職業	1.01	1.21	1.39	1.57	1.42	1.32	44
社会福祉専門的職業	0.99	1.25	1.45	1.74	1.75	1.44	40
美術家、デザイナー、写真家	0.51	0.57	0.60	0.54	0.39	0.52	61
その他の専門的職業	0.61	0.66	0.72	0.74	0.65	0.68	59
<b>管理的職業</b>	<b>1.00</b>	<b>1.21</b>	<b>1.18</b>	<b>1.08</b>	<b>1.11</b>	<b>1.12</b>	<b>54</b>
<b>事務的職業</b>	<b>0.50</b>	<b>0.54</b>	<b>0.57</b>	<b>0.50</b>	<b>0.36</b>	<b>0.49</b>	
一般事務の職業	0.36	0.39	0.41	0.37	0.28	0.36	64
会計事務の職業	0.73	0.84	0.86	0.83	0.58	0.77	58
生産関連事務の職業	1.53	1.65	1.87	1.66	0.95	1.53	37
営業・販売関連事務の職業	1.86	1.88	1.83	1.38	0.91	1.57	35
外勤事務の職業	2.51	3.08	3.25	3.11	2.03	2.80	9
運輸・通信事務の職業	1.96	2.36	2.52	2.61	1.94	2.28	20
事務用機器操作の職業	1.81	2.02	2.20	1.83	1.08	1.79	29
<b>販売の職業</b>	<b>1.42</b>	<b>1.48</b>	<b>1.54</b>	<b>1.47</b>	<b>1.09</b>	<b>1.40</b>	
商品販売の職業	1.29	1.35	1.40	1.36	0.99	1.28	47
販売類似の職業	4.58	4.61	4.56	3.88	2.95	4.12	6
<b>サービスの職業</b>	<b>1.34</b>	<b>1.51</b>	<b>1.67</b>	<b>1.80</b>	<b>1.57</b>	<b>1.58</b>	
家庭生活支援サービスの職業	0.57	0.74	0.87	1.16	1.21	0.91	56
生活衛生サービスの職業	2.92	2.60	2.57	2.63	2.55	2.65	11
飲食物調理の職業	1.16	1.39	1.55	1.68	1.40	1.44	41
接客・給仕の職業	1.91	2.11	2.39	2.47	2.03	2.18	21
居住施設・ビル等の管理の職業	0.54	0.70	0.74	0.75	0.63	0.67	60
その他のサービスの職業	1.51	1.52	1.56	1.56	1.29	1.49	39
保安の職業	3.62	4.50	4.94	5.02	4.17	4.45	5
農林漁業の職業	0.82	0.91	1.03	1.07	0.93	0.95	55
運輸・通信の職業	1.49	1.73	1.85	1.82	1.33	1.64	
鉄道運転の職業	0.37	0.39	0.50	0.62	0.57	0.49	62
自動車運転の職業	1.51	1.75	1.88	1.88	1.41	1.69	32
船舶・航空機運転の職業	0.33	0.42	0.50	0.58	0.51	0.47	63
その他の運輸の職業	1.30	1.46	1.47	1.25	0.58	1.21	49
通信の職業	1.76	2.31	2.64	2.28	1.43	2.08	24

	16年度計	17年度計	18年度計	19年度計	20年度計	平均	倍率順
<b>生産工程・労務の職業</b>	<b>1.34</b>	<b>1.53</b>	<b>1.61</b>	<b>1.41</b>	<b>0.75</b>	<b>1.33</b>	
金属材料製造の職業	2.64	3.05	3.03	2.56	1.23	2.50	15
化学製品製造の職業	2.04	2.46	2.44	2.26	1.19	2.08	25
窯業製品製造の職業	2.69	3.24	3.73	3.34	1.57	2.91	8
土石製品製造の職業	1.86	2.41	2.54	2.39	1.48	2.14	23
金属加工の職業	2.54	2.86	3.08	2.62	1.20	2.46	17
金属溶接・溶断の職業	2.38	2.86	3.15	2.67	1.31	2.47	16
一般機械器具組立・修理の職業	1.48	1.51	1.58	1.36	0.53	1.29	45
電気機械器具組立・修理の職業	2.30	2.31	2.42	1.85	0.54	1.88	28
輸送用機械組立・修理の職業	2.52	2.44	2.47	2.03	0.82	2.06	26
計器・光学機械組立修理の職業	4.12	4.15	4.73	4.45	1.57	3.80	7
精穀・製粉・調味製造の職業	1.26	1.59	1.72	1.82	1.20	1.52	38
食料品製造の職業	1.23	1.38	1.54	1.47	1.04	1.33	43
飲料・たばこ製造の職業	1.49	1.85	1.86	1.99	1.39	1.72	31
紡織の職業	1.83	1.86	2.31	2.24	1.33	1.91	27
衣服・繊維製品製造の職業	1.55	1.59	1.75	1.83	1.40	1.62	34
木・竹・草・つる製品製造の職業	1.25	1.47	1.54	1.38	0.78	1.28	46
パルプ・紙・紙製品製造の職業	1.56	1.89	2.08	2.02	1.30	1.77	30
印刷・製本の職業	1.07	1.26	1.29	1.21	0.76	1.12	53
ゴム・プラスチック製品製造の職業	2.62	2.91	3.27	3.06	1.37	2.65	12
革・革製品製造の職業	1.19	1.13	1.38	1.33	0.78	1.16	51
装身具等製造の職業	1.26	1.29	1.39	1.42	0.72	1.22	48
その他の製造制作の職業	1.27	1.38	1.33	1.12	0.58	1.14	52
定置・建設機械運転の職業	1.19	1.52	1.66	1.57	1.18	1.42	42
電気作業	2.03	2.77	3.12	3.12	2.31	2.67	10
探鉱の職業	0.65	0.86	0.94	0.78	0.61	0.77	57
建設躯体工事の職業	5.02	6.11	6.55	5.83	3.76	5.45	3
建設の職業	2.18	2.39	2.53	2.11	1.50	2.14	22
土木の職業	1.32	1.64	1.74	1.64	1.32	1.53	36
運搬労務の職業	1.11	1.33	1.42	1.28	0.72	1.17	50
その他の労務の職業	0.31	0.37	0.40	0.36	0.21	0.33	65
分類不能の職業	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	66
職業計	1.16	1.30	1.36	1.27	0.89	1.20	

は、平均求人倍率が上位25%の職種

資料:厚生労働省「職業安定業務統計」

# 将来的な雇用ニーズに関する提言等

## ■経済財政改革の基本方針2009～安心・活力・責任～(平成21年6月23日 閣議決定)(抄)

「低炭素、健康長寿、ソフトパワーなどの分野で世界最先端の「未来市場」を創出し、市場とイノベーションの好循環を生み出すことにより、国際的な競争優位の獲得と質の高い雇用の創造を図る。」

## ■雇用安定・創出の実現に向けた政労使合意(平成21年3月)(抄)

「我が国の将来的な経済成長、国民生活の向上、産業競争力の強化、地域の活性化等につながる分野、とりわけ、医療、介護、保育、環境、農業、林業等、成長が見込まれる分野において、雇用の受け皿を確保するため雇用創出が必要である。」

## ■雇用政策基本方針(平成20年2月 厚生労働省告示)(抄)

### 3 今後重点的に展開していく具体的な施策の方向性

当面5年程度の間に取り組むべき雇用政策の方向性

### (2)[4]中小企業や福祉・介護分野の人材確保対策

- ・ものづくり産業の国際競争力を支える人材を育成するための高度な知識と技能・技術を兼ね備えた実践的技能者の養成
- ・中小企業におけるものづくり人材の確保・育成、技能継承の促進
- ・高齢化の進展に伴いニーズ増大が見込まれる産業である福祉・介護分野の計画的な人材育成

## ■雇用創出企画会議第三次報告書(平成18年8月 雇用創出企画会議)(抄)

新たな雇用創出が期待される新しいサービス分野

- 情報サービス分野(ユビキタスネット社会におけるソフトウェア開発やシステム開発)
- 健康サービス分野(フィットネス分野、エステティック分野)
- ロジスティック分野(物流サービス)
- 社会人教育サービス

## ■雇用創出企画会議第一次報告書(平成15年5月 雇用創出企画会議)(抄)

雇用創出が期待できる分野

- 地域の問題に対して事業展開が期待される分野
  - ・コミュニティ・ビジネス分野
    - ー多様で柔軟なサービスを提供する地域密着型の小規模ビジネス
    - ー福祉、介護、教育、文化、環境保護など従来公共サービスとして提供されていた分野で事業を拡大
- 新産業の創造に伴い専門的・技術的な職業能力が必要になる分野
  - ・環境技術関連分野
  - ・情報通信関連分野
  - ・住宅関連分野など

# 今後求められる人材養成の方向性に関する提言等

(総論)

## ■平成20年版 労働経済の分析一働く人の意識と雇用管理の動向一(平成20年7月 厚生労働省)

- 人口減少社会にふさわしい企業経営や業態の姿を検討していくことが重要である。貴重な労働力を適切に配置し、一人一人の労働者が個性を活かし、高い付加価値生産能力を発揮しながら、豊かな社会を創り上げていくことが期待される。
- 今後の、技術革新の動向などを見通しつつ、産業構造の将来像を描き出し、産業が求める高度な人材を生み出すことができるような教育システム、人材養成システムを構築することが求められているように思われる。

(介護)

## ■社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針(平成19年8月 厚生労働省告示)(抄)

- 認知症等のより複雑で専門的な対応を必要とするニーズの顕在化等を背景として、質的にもより多様化、高度化している状況
- 今後さらに拡大する福祉・介護ニーズに対応できる質の高い人材を安定的に確保していくことが喫緊の課題

(看護)

## ■看護基礎教育の在り方に関する懇談会論点整理(平成20年7月 看護基礎教育の在り方に関する懇談会)(抄)

- 医療の高度化やニーズの多様化、看護職員の役割の変化、チーム医療・役割分担の推進などが求められる状況
- こうした状況の中、看護職員には、知的・倫理的側面といった基礎的なものから、専門職として望まれる高度医療への対応、生活を重視する視点、予防を重視する視点、及び看護の発展に必要な資質・能力など、広範かつ多岐にわたる資質・能力が求められる

(ものづくり)

## ■技術・技能継承と技術革新を生み出す人材に関するアンケート調査(平成20年11月 三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株))

(出典：2009年度版中小企業白書)

- 中小企業が技術・技能人材に求める知識・能力は、「複数の技術・技能に関する幅広い知識」、「特定の技術・技能に関する専門知識」、「生産工程を合理化する知識・能力」などを重要視する中小企業の割合が高い一方、5年後に重要な知識・能力として「顧客ニーズを把握し、製品設計化する能力」や「革新的技術を創造していく能力」を挙げる中小企業が増加するなど、求められる能力に変化が見られる。

## ■ものづくり産業における人材の確保と育成一機械・金属関連産業の現状一(平成20年3月 独立行政法人労働政策研究・研修機構)

- 現在、半数以上の事業所が不足していると考えている技能者のタイプは、複数の機械あるいは工程をこなすことができる「多能工」、製造現場のリーダーとしてラインの監督業務を担当する「マネージャー型技能者」、特定の技能領域で高度な熟練技能を発揮する「高度熟練技能者」、高度な技術的知識を身につけた技能者である「テクノワーカー」であり、今後5年間における必要性も高い。
- 一方、「単純作業労働者」が不足していると考えている事業所は16.2%にとどまり、約6割は「適切である」と考えている。

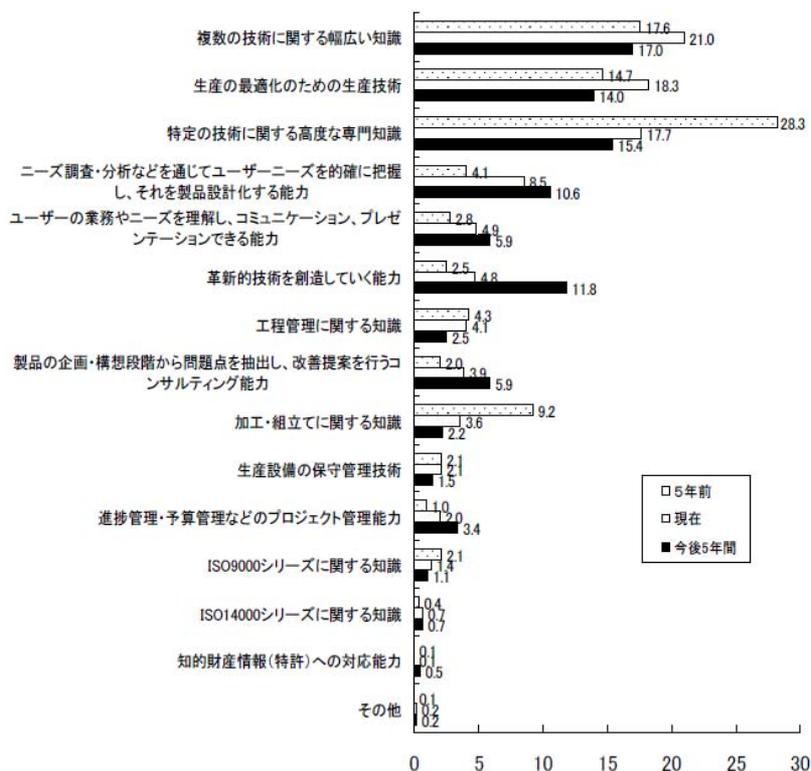
(教育界と産業界の連携)

## ■産学人材育成パートナーシップ 中間取りまとめ(平成20年7月 産学人材育成パートナーシップ)(抄)

- 社会で求められる人材像や能力は、その時代環境により異なる。他方で、長期にわたり変化しない基本的要素も多分に存在する。
- 産学のコミュニケーションを深め、相互の問題認識・課題等について共有するとともに、優れた人材育成のため共同して取り組むことができる関係を恒常的に築いておくことが重要である。

# 技術者に求められる能力

技術系正社員に求める知識・能力として最も重要なもの  
5年前・現在・今後5年間の比較(単位:%)



技術系正社員:

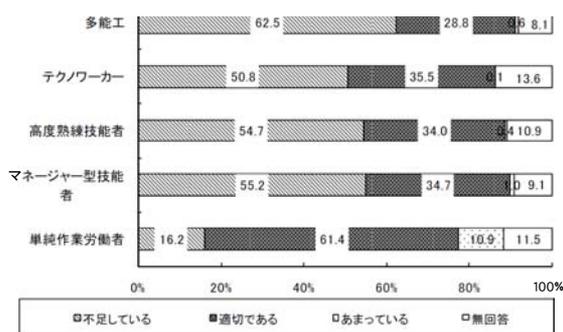
以下のいずれかの業務を担当する正社員

- ①基礎研究、基盤技術の先行研究などの「研究業務」
- ②製品開発、技術開発などの「設計・開発」業務
- ③既存の商品の改良・改善などの「生産(開発)」業務
- ④高度な技術的知識を生かした「品質・生産管理」、「エンジニアリング・サービス」、「製品販売先への技術的アフターサービス」などの業務

資料: 独立行政法人労働政策研究・研修機構  
「ものづくり産業における人材の確保と育成—機械・金属関連産業の現状—」

# 技能者の過不足状況

技能者の現在の過不足状況(技能タイプ別、単位:%)



「多能工」

—複数の機械あるいは工程をこなすことができる技能者

「テクノワーカー」

—高度な技術的知識を身につけた技能者

「高度熟練技能者」

—特定の技能領域で高度な熟練技能を発揮する技能者

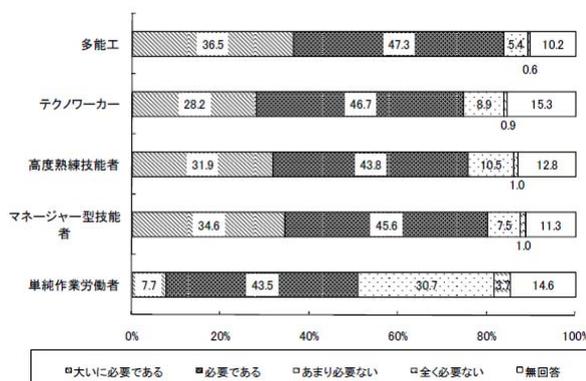
「マネージャー型技能者」

—製造現場のリーダーとしてラインの監督業務を担当する技能者

「単純作業労働者」

—比較的簡単な工程のみを担当する労働者

各タイプ技能者の今後5年間における必要性(単位:%)



資料: 独立行政法人労働政策研究・研修機構  
「ものづくり産業における人材の確保と育成—機械・金属関連産業の現状—」

# 各高等教育機関における職業教育の現状

## 大学・短期大学・高等専門学校・専門学校の各分野の具体例及び関連する資格例

◇大学

区分		学生数(人)	構成比(%)	①業務独占資格(参入資格)	②名称独占・必置規制資格	③検定の資格
理学		2,520,593				
数	学	82,637	3.3			
物	理	18,628	0.7			
物	理	13,531	0.5		気象予報士、環境計量士	
化	学	12,828	0.5	臨床検査技師	危険物取扱者、毒物劇物取扱責任者	
生	物	7,608	0.3	臨床検査技師		健康食品管理士
地	学	4,028	0.2	測量士、測量士補	技術士補	
そ	の	26,014	1.0			
工学		410,683	16.3			
機	械	74,970	3.0	消防設備士	自動車整備士、造園施工管理技士	
電	気	132,847	5.3	陸上・海上特殊無線技師、電気主任技術者		
土	木	64,769	2.6	測量士、測量士補、消防設備士、発破技士		
応	用	38,867	1.5	水道技術管理者、発破技士	毒物劇物取扱責任者、技術士補	
応	用	6,379	0.3	臨床工学技士		
原	子	89	0.0	放射線取扱主任者	エックス線作業主任者	
鉱	山	6	0.0			
金	属	379	0.0			
織	維	1,115	0.0			繊維製品品質管理士、衣料管理士
船	舶	602	0.0			
航	空	2,847	0.1	航空整備士	航空無線通信士	
経	営	10,849	0.4			基本情報技術者、CGエンジニア検定
工	芸	1,569	0.1			カラーコーディネーター検定、色彩検定
そ	の	75,395	3.0	食品衛生監視員、消防設備士	食品衛生管理者、安全管理者	
農学		74,902	3.0			
農	学	11,957	0.5		技術士補、造園施工管理技士、土木施工管理技士	ビオトープ計画管理士、ビオトープ施工管理士
農	芸	6,759	0.3		食品衛生責任者、飼料製造管理者	
農	業	2,910	0.1			
農	業	3,387	0.1			
林	学	1,861	0.1	測量士、測量士補	造園施工管理技士、土木施工管理技士	樹木医補
獣	医	10,774	0.4	獣医師、家畜人工授精師	毒物劇物取扱責任者、労働衛生コンサルタント	
水	産	6,632	0.3	潜水士、小型船舶操縦士	食品衛生管理者	
そ	の	30,622	1.2		栄養士、管理栄養士、食品衛生管理者	健康運動実践指導者
保健		225,974	9.0			
医	学	47,115	1.9	医師		
歯	学	16,463	0.7	歯科医師		
薬	学	54,767	2.2	薬剤師		
看	護	43,608	1.7	看護師		
そ	の	64,021	2.5	診療放射線技師、理学療法士、作業療法士	保健師	診療情報管理士、医療情報技師
人文科学		393,976	15.6			
文	学	150,472	6.0		司書、学芸員	
史	学	26,980	1.1		司書、学芸員	
哲	学	43,009	1.7		司書、学芸員	臨床心理士
そ	の	173,515	6.9		司書、学芸員	
社会科学		901,770	35.8			
法	学	171,018	6.8	司法試験、司法書士、行政書士		
商	学	491,674	19.5	公認会計士、税理士		
社	会	163,020	6.5		社会福祉士、精神保健福祉士	健康運動実践指導者
そ	の	76,058	3.0			
商船		18	0.0			
商	船	18	0.0			

区分		学生数(人)	構成比(%)	①業務独占資格(参入資格)	②名称独占・必置規制資格	③検定の資格
家政		65,841	2.6			
家	政	22,038	0.9		栄養士、管理栄養士	
食	物	30,910	1.2		栄養士、管理栄養士	フードスペシャリスト
被	服	6,727	0.3			衣料管理士、インテリアプランナー
住	居	1,410	0.1	建築士		インテリアプランナー
児	童	4,679	0.2	幼稚園教諭、小学校教諭	保育士	
そ	の	77	0.0	建築士、宅地建物取引主任者	商品装飾展示技能士	パターンメイキング技術検定
教育		153,330	6.1			
教	育	23,949	1.0	教員免許		
小	学	9,625	0.4	教員免許		
中	学	1,294	0.1	教員免許		
特	別	2	0.0	教員免許		
中	等	2,410	0.1	教員免許		
養	護	208	0.0	教員免許		
幼	稚	155	0.0	教員免許		
体	育	28,142	1.1	教員免許		
障	害	690	0.0	教員免許		
特	別	592	0.0	教員免許		
そ	の	86,263	3.4	教員免許		
芸術		73,354	2.9			
美	術	11,301	0.4			
デ	ザ	16,489	0.7			
音	楽	19,288	0.8			音楽療法士(補)
そ	の	26,276	1.0			照明技術者技能検定試験
その他		138,108	5.5			
教	養	2,616	0.1			
綜	合	599	0.0			
教	養	3,450	0.1			
教	養	6,548	0.3			
人	文	21,064	0.8		保育士、社会福祉士、精神保健福祉士	
国	際	13,751	0.5			
人	間	10,310	0.4			健康運動指導士、健康運動実践指導者
そ	の	79,740	3.2	宅地建物取引主任者		

※区分、学生数、構成比については文部科学省「学校基本調査」より

◇短期大学

区 分		学生数(人)	構成比(%)	①業務独占資格(参入資格)	②名称独占・必置規制資格	③検定の資格
工業		166,448	35			
機 械 工 学	機械、自動車工、精密機械工学	5,749	2.0		自動車整備士	機械設計技術者
電 子 通 信 工 学	電気、電子工学、通信、情報処理工学	3,363	0.9		電気主任技術者、電気通信主任技術者	基本情報技術者
土 木 建 築 工 学	土木、建築学、建設、環境建設	1,518	0.1	建築士		
応 用 化 学 学	応用化学、工業化学、化学工業	154	0.0		毒物劇物取扱責任者	
そ の 他	環境工学、システムデザイン工学	62	0.4	測量士、測量士補		CAD利用技術者
農業		1,358	0.8			
農 学	農業、園芸、造園、緑地環境学	980	0.6		造園技能士、園芸装飾技能士	樹木医補
農 芸 化 学 学	食品製造、醸造、食品化学	281	0.2	食品衛生監視員	食品衛生管理者	缶詰品質管理主任技術者
農 業 工 学 学	農業土木、農業機械、農業科学	1	0.0			
農 業 経 済 学 学	農業経済、農業協同組合、農業経営	—	0.0			
獣 医 学 畜 産 学 学	畜産、酪農	96	0.1	家畜人工授精師	食品衛生責任者	
保健		12,701	7.6			
看 護 学 学	看護、厚生、衛生看護	6,071	3.6	看護師、助産師	保健師	
そ の 他	放射線、栄養、理学療法学、作業療法学、言語聴覚療法	6,630	4.0	診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士	栄養士	
人文		20,721	12.4			
文 学 学	文、国文、英文、言語文化学	12,660	7.6	中学校教諭、司書教諭		
史 学 学	国史、日本史学、日本文化史	248	0.1	中学校教諭、司書教諭		
哲 学 学	仏教、宗教、神学、心理学	224	0.1			宗門教師
そ の 他	図書館、文化学	7,589	4.6	社会教育主事	図書館司書、学芸員	
社会		19,897	12.0			
法 学 政 治 学 学	法、法律	102	0.1	行政書士、司法書士、公認会計士		
商 学 経 済 学 学	商業、経済、現代ビジネス	8,538	5.1			販売士、日商簿記検定、ファイナンシャルプランナー
社 会 学 学	社会、社会福祉、情報コミュニティ学	7,909	4.8		社会福祉士、訪問介護員、精神保健福祉士	
そ の 他	観光、能率、キャリアデザイン	3,348	2.0		国内旅行業務取扱管理者	観光ビジネス実務士
教養		2,326	1.4			
教 養 学 学	教養、国際教養、文化教養	2,326	1.4			ビジネス実務士、情報処理士
家政		34,608	20.8			
家 政 学 学	家政、生活科学、ライフデザイン	22,406	13.5	養護教諭	介護福祉士	インテリアプランナー
食 物 学 学	食物、食物栄養、食生活	10,399	6.2	栄養教諭	栄養士	
被 服 学 学	被服、服飾、ファッションデザイン学	1,771	1.1	中学校教諭		インテリアコーディネーター、衣料管理士
住 居 学 学	住居学	32	0.0	建築士		
教育		49,670	29.8			
初 等 教 育 学 学	初等教育、児童教育	6,312	3.8	幼稚園教諭、小学校教諭	保育士	
幼 稚 園 教 育 学 学	保育、幼児教育、児童福祉学	40,557	24.4	幼稚園教諭	保育士	
体 育 学 学	体育、保健体育、健康・スポーツ学	964	0.6	中学校教諭		健康運動実践者、公認スポーツ指導員
そ の 他	子ども	1,837	1.1	保育士、幼稚園教諭、小学校教諭		
芸術		7,521	4.5			
美 術 学 学	美術、造形美術、芸術	3,504	2.1	中学校教諭		カラーコーディネーター
デ ザ イン 学 学	デザイン美術、産業デザイン学	991	0.6	中学校教諭		衣料管理士、商業施設士
音 楽 学 学	音楽、音楽教育、音楽情報	2,379	1.4	中学校教諭		音楽療法士
そ の 他	美容芸術、美容ファッションビジネス学	647	0.4	美容師		美容福祉師
その他		11,897	7.1			
理 学 学	応用数学、工業計数、情報システム学	14	0.0			基本情報技術者
秘 書 学 学	秘書、情報ビジネス	1,512	0.9			秘書士、ビジネス実務士、情報処理士
そ の 他	人間文化学、国際ビジネス学、健康文化	10,371	6.2	中学校教諭		情報処理士、医療管理秘書士

※区分、学生数、構成比については文部科学省「学校基本調査」より

◇高等専門学校

区 分	学生数(人)	構成比(%)	①業務独占資格(参入資格)	②名称独占・必置規制資格	③検定の資格
	56,135				
社会	597	1.1			全経簿記、日商簿記、 初級システムアドミニストレータ
工業	54,226	96.6	電気工事士、陸上無線技術士、 ボイラー技士	電気主任技術者、危険物取扱者	
商船	1,120	2.0	海上特殊無線技士、海技士、 小型船舶操縦士免許		
芸術	192	0.3			基本情報技術者、初級システムアドミニストレータ、CGエンジニア検定

※区分、学生数、構成比については文部科学省「学校基本調査」より

◇専門学校

区 分		学生数(人)	構成比(%)	①業務独占資格(参入資格)	②名称独占・必置規制資格	③検定の資格
		582,864				
工業関係		82,572	14.2			
測 量	測量、地図製図	538	0.1	測量士、測量士補		
土 木 ・ 建 築	土木、建築設計、都市建設工学	9,959	1.7	建築士	土木施工管理技士、建築設備士	
電 気 ・ 電 子	電子工学、電気工事、電子研究	2,255	0.4	電気工事士	電気主任技術者	
無 線 ・ 通 信	電気通信、放送、テレビ工学	695	0.1	陸上特殊無線技士		
自 動 車 整 備	自動車整備	20,713	3.6		自動車整備士	
機 械	機械、機械工学、機械設計	908	0.2		機械製図CAD作業技能士、危険物取扱者	
電 子 計 算 機	電子計算機、コンピュータ、電算	4,360	0.7			簿記検定、ワープロ検定
情 報 処 理	情報処理技術、情報ビジネス、情報工学	28,621	4.9		情報処理技術者	
そ の 他	製図、造船、金属、航空工学	14,523	2.5	航空整備士、航空運航整備士		
農業関係		3,498	0.6			
農 業	農業	1,848	0.3	家畜人工授精師	農業機械士	
園 芸	園芸、ガーデニング、造園	556	0.1		造園技能士、造園施工管理技士	
そ の 他	食肉技術、きのこ栽培、生物工学	1,094	0.2			食肉販売技術管理技士、バイオ技術認定試験
医療関係		196,980	33.8			
看 護	看護、高等看護	89,226	15.3	看護師		
准 看 護	准看護	346	0.1	准看護師		
歯 科 衛 生	歯科衛生	13,000	2.2	歯科衛生士		
歯 科 技 工	歯科技工	2,983	0.5	歯科技工士		
臨 床 検 査	臨床検査	4,074	0.7	臨床検査技師		
診 療 放 射 線	診療放射線、放射線、レントゲン	2,568	0.4	診療放射線技師		
はり・きゅう・あんま	はり、きゅう、鍼灸マッサージ	12,749	2.2	あんまマッサージ指圧師、はり師、きゅう師		
柔 道 整 復	柔道整復、柔整	16,224	2.8	柔道整復師		
理 学 ・ 作 業 療 法	理学療法、作業療法、リハビリテーション	37,988	6.5	理学療法士、作業療法士		
そ の 他	医学技術、視能訓練、保健師、助産師	17,822	3.1	言語聴覚士、視能訓練士、助産師	保健師	
衛生関係		72,789	12.5			
栄 養	栄養、栄養調理	5,944	1.0	栄養教諭	栄養士、管理栄養士	
調 理	調理、調理師	13,793	2.4		調理師	食品技術管理専門士、介護食士
理 容	理容	1,813	0.3	理容師		
美 容	美容	39,299	6.7	美容師		認定エステティシャン
製 菓 ・ 製 菓 師	製菓、製菓衛生師	6,837	1.2		製菓衛生師、菓子製造技能士	認定エステティシャン
そ の 他	薬学、エステ、ネイルアート	5,103	0.9		登録販売者	認定エステティシャン、ネイルスペシャリスト
教育・社会福祉関係		40,378	6.9			
保 育 士 養 成	保育、保育士	11,251	1.9		保育士	
教 員 養 成	幼児教育、幼稚園教諭、養護教育	3,970	0.7	幼稚園教諭		
介 護 福 祉	介護福祉	14,379	2.5		介護福祉士	
社 会 福 祉	社会福祉	4,974	0.9		社会福祉士、精神保健福祉士、訪問介護員	
そ の 他	ボランティア	5,804	1.0			TOEIC、TOEFL
商業実務関係		57,558	9.9			
商 業	商業、経済商業、商業表簿	1,753	0.3			計算実務能力検定
経 理 ・ 簿 記	経理、経理会計、商業簿記	11,132	1.9	公認会計士、税理士		簿記能力検定
タ イ プ ス ト	タイプライター、和文タイプライター、英文タイプライター	-	0.0	-	-	-
秘 書	秘書、秘書養成、英語秘書	2,359	0.4			秘書技能検定
経 営	経営学、観光経営、経営技術	2,576	0.4	通関士	中小企業診断士	経営学検定、日商販売士検定
旅 行	観光、ホテル、フライトアテンダント	11,753	2.0		旅行業務取扱管理者、レストランサービス技能検定	
情 報	ITビジネス、情報ビジネス	6,263	1.1			MCSE/ITプロフェッショナル認定試験、初級システムアドミニストレータ
ビ ジ ネ ス	医療事務、福祉ビジネス	10,245	1.8			ビジネス能力検定、医療事務検定、医療秘書技能検定
そ の 他	速記、珠算、編集広報	11,477	2.0			速記技能検定

区 分		学生数(人)	構成比(%)	①業務独占資格(参入資格)	②名称独占・必置規制資格	③検定の資格
服飾・家政関係		20,963	3.6			
家 政	家政	116	0.0		訪問介護員	和裁・洋裁技術検定
家 庭	家庭、生活技術、家庭経営	12	0.0			
和 洋 裁	和裁、洋裁、服飾、デザイン	16,813	2.9		和裁技能士	和裁技術検定、洋裁技術検定
料 理	料理、調理、家庭料理	1,325	0.2		調理師	家庭料理技能検定
編 物 ・ 手 芸	編物、手芸、帽子、刺しゅう	247	0.0			編物技能検定
フ ァ ッ シ ョ ン ビ ジ ネ ス	アパレルビジネス、ファッションビジネス	1,977	0.3			ファッションビジネス能力検定、ファッション専修能力検定
そ の 他	お花、お茶、製図、色彩	473	0.1		フラワー装飾技能士	フラワーデザイナー検定、CAD利用技術者
文化・教養関係		108,126	18.6			
音 楽	音楽、ピアノ、バレエ、音楽芸術	13,585	2.3		舞台機構調整技能士	音響技術者能力検定
美 術	造形美術、建築、リビングアート	3,127	0.5			インテリアコーディネーター、インテリアプランナー
デ ザ イン	デザイン、グラフィックデザイン、環境デザイン	24,366	4.2			インテリアデザイナー、ショップデザイナー、色彩士検定
茶 華 道	茶道、華道	120	0.0			表千家、裏千家許状、いけばな嵯峨御流資格
外 国 語	英語、実務英語、英会話	5,192	0.9			TOEIC、TOEFL、実用英語技能検定
演 劇 ・ 映 画	演劇、映画、放送芸術	6,860	1.2			映像音響処理技術者
写 真	写真、写真芸術	1,373	0.2		写真技能士	
通 訳 ・ ガ イ ド	国際ガイド、フライトアテンダント、秘書	2,994	0.5	通訳案内士		通訳技能検定
受 験 ・ 補 習	-	-	0.0	-	-	-
動 物 看 護	動物看護、トリマー	11,053	1.9			動物看護師、愛玩動物飼養管理士、トリマー
法 律 行 政	公務員、法律行政	10,916	1.9	司法試験、国家公務員、地方公務員		
ス ポ ー ツ	スポーツ、アスレチックトレーナー	8,819	1.5			健康運動実践指導者、アスレチックトレーナー
そ の 他	ファッション、演劇、人形、外国文化	19,721	3.4		園芸装飾技能士	

※区分、学生数、構成比については文部科学省「学校基本調査」より

# 主な資格の取得要件、学校種別養成施設数等

## 1)看護系①

	看護師	准看護師
<b>国家試験受験資格の取得要件</b> (外国の養成校を卒業した場合、外国で相当免許を受けた場合等を除く)	○文部科学大臣の指定した学校において3年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者 ○厚生労働大臣の指定した看護師養成所を卒業した者 ○免許を得た後3年以上業務に従事している准看護師又は高等学校若しくは中等教育学校を卒業している准看護師であって、上記の学校又は養成所において2年以上修業した者	○文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者 ○都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者 ○看護師国家試験の受験資格を有する者
<b>養成施設の種類</b>	(3年課程)*高校・専攻科一貫教育校(5年課程)含む 大学 短大 専修学校 高校・専攻科一貫教育校 各種学校 その他の養成施設	専修学校 高校 各種学校 その他の養成施設
<b>養成施設数</b>	3年課程の養成施設合計:776施設 	2年課程の養成施設合計:274施設 
<b>養成施設ごとの就業者数等</b>	平成20年度に3年課程を卒業・就業した看護師総数:30,086人 	平成20年度に卒業・就業した准看護師総数:6,522人 

## 1)看護系②

	保健師	助産師
<b>国家試験受験資格の取得要件</b> (外国の養成校を卒業した場合、外国で相当免許を受けた場合等を除く)	○文部科学大臣の指定した学校において六月以上保健師になるのに必要な学科を修めた者 ○厚生労働大臣の指定した保健師養成所を卒業した者 ※保健師免許を受けるには、保健師国家試験と看護師国家試験の双方に合格することが必要。	○文部科学大臣の指定した学校において六月以上助産に関する学科を修めた者 ○厚生労働大臣の指定した助産師養成所を卒業した者 ※助産師免許を受けるには、助産師国家試験と看護師国家試験の双方に合格することが必要。
<b>養成施設の種類</b>	大学 短大 専修学校	大学院 大学 短大 専修学校 各種学校
<b>養成施設数</b>	合計:205施設 	合計:159施設 
<b>養成施設ごとの就業者数等</b>	平成20年度に卒業・就業した保健師総数:1,155人 	平成20年度に卒業・就業した助産師総数:1,454人 

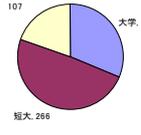
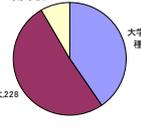
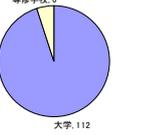
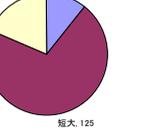
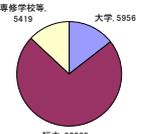
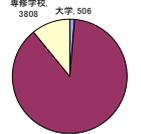
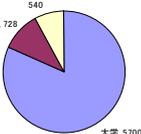
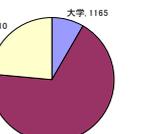
2)リハビリ医療系

	理学療法士	作業療法士
<b>国家試験受験資格の取得要件</b> (外国の養成校を卒業した場合、外国で相当免許を受けた場合等を除く)	○大学の入学資格を有する者であって、文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した理学療法士養成施設において、三年以上理学療法士として必要な知識及び技能を修得したもの ○作業療法士等で、文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した理学療法士養成施設において、一年以上理学療法に関する知識及び技能を修得したものの	○大学の入学資格を有する者であって、文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した作業療法士養成施設において、三年以上作業療法士として必要な知識及び技能を修得したもの ○理学療法士等で、文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した作業療法士養成施設において、一年以上作業療法に関する知識及び技能を修得したものの
<b>養成施設の種類</b>	大学 短大 専修学校 その他の養成施設	大学 短大 専修学校 その他の養成施設
<b>養成施設数</b>	合計: 239施設 	合計: 186施設 
<b>養成施設ごとの資格取得者数</b>	平成20年度の合格者総数: 8,291人 	平成20年度の合格者総数: 5,405人 

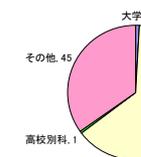
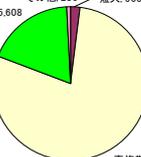
3)福祉系

	介護福祉士	社会福祉士	精神保健福祉士
<b>資格の取得要件</b>	○大学の入学資格を有する者であって、介護福祉士養成施設において二年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの ○大学において厚生労働大臣の指定する社会福祉士に関する科目を修めて卒業した者その他その者に準ずる者であって、介護福祉士養成施設において一年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの ○大学の入学資格を有する者であって、保育士養成施設又は社会福祉士養成施設等を卒業した後、介護福祉士養成施設において一年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの ○三年以上介護等の業務に従事し、介護福祉士試験に合格した者 ○高等学校等において厚生労働省令に定める所定の科目及び単位数を修めて卒業し、介護福祉士試験に合格した者 ※平成24年4月からは、全ての者について介護福祉士試験の合格が必要となる。	(社会福祉士国家試験受験資格の取得要件) 【指定科目の履修】○大学(短期大学を除く。以下同じ。において厚生労働大臣の指定する社会福祉士に関する科目(指定科目)を修めて卒業した者その他その者に準ずる者 ○短期大学(修業年限が三年であるもの)において指定科目を修めて卒業した者等であって、指定施設において一年以上当該援助の業務に従事したもの ○短期大学において指定科目を修めて卒業した者等であって、指定施設において二年以上当該援助の業務に従事したもの 【短期養成施設】○大学において厚生労働大臣の指定する社会福祉士に関する基礎科目を修めて卒業した者等であって、社会福祉士短期養成施設において六月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの ○短期大学(修業年限が三年であるもの)において基礎科目を修めて卒業した者等であって、指定施設において一年以上当該援助の業務に従事した後、社会福祉士短期養成施設等において六月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの ○短期大学において基礎科目を修めて卒業した者等であって、指定施設において二年以上当該援助の業務に従事した後、社会福祉士短期養成施設等において六月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの ○児童福祉司、身体障害者福祉司、福祉事務所の査察指導員、知的障害者福祉司並びに社会福祉士であった期間が四年以上ある者 【一般養成施設】○大学を卒業した者等であって、社会福祉士一般養成施設等において一年以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの ○短期大学(修業年限が三年であるもの)を卒業した者等であって、指定施設において一年以上当該援助の業務に従事した後、社会福祉士一般養成施設等において一年以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの ○短期大学又は高等専門学校を卒業した者等であって、指定施設において二年以上当該援助の業務に従事した後、社会福祉士一般養成施設等において一年以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの ○指定施設において四年以上当該援助の業務に従事した後、社会福祉士一般養成施設等において一年以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得した者	(精神保健福祉士国家試験受験資格の取得要件) 【指定科目の履修】○大学(短期大学を除く。以下同じ。において厚生労働大臣の指定する精神障害者の保健及び福祉に関する科目(指定科目)を修めて卒業した者その他その者に準ずる者 ○短期大学(修業年限が三年であるもの)において指定科目を修めて卒業した者等であって、指定施設において一年以上当該援助の業務に従事したもの ○短期大学において指定科目を修めて卒業した者等であって、指定施設において二年以上当該援助の業務に従事したもの 【短期養成施設】○大学において厚生労働大臣の指定する精神障害者の保健及び福祉に関する基礎科目を修めて卒業した者等であって、精神保健福祉士短期養成施設等において六月以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの ○短期大学(修業年限が三年であるもの)において基礎科目を修めて卒業した者等であって、指定施設において一年以上当該援助の業務に従事した後、精神保健福祉士短期養成施設等において六月以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの ○短期大学において基礎科目を修めて卒業した者等であって、指定施設において二年以上当該援助の業務に従事した後、精神保健福祉士短期養成施設等において六月以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの ○社会福祉士であって、精神保健福祉士短期養成施設等において六月以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得した者 【一般養成施設】○大学を卒業した者等であって、精神保健福祉士一般養成施設等において一年以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの ○短期大学(修業年限が三年であるもの)を卒業した者等であって、指定施設において一年以上当該援助の業務に従事した後、精神保健福祉士一般養成施設等において一年以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの ○短期大学又は高等専門学校を卒業した者等であって、指定施設において二年以上当該援助の業務に従事した後、精神保健福祉士一般養成施設等において一年以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの ○指定施設において四年以上当該援助の業務に従事した後、精神保健福祉士一般養成施設等において一年以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得した者
<b>養成施設の種類</b>	大学 短大 専修学校 高校専攻科 高校本科 高校本科 課程修了により資格取得(試験なし)	大学 短大 専修学校 その他の養成施設	大学 短大 専修学校 その他の養成施設
<b>養成施設数</b>	合計: 404施設 (高校本科除く) 	指定科目を置く大学等: 348校  一般養成施設: 50施設 短期養成施設: 2専門学校 	指定科目を置く大学等: 147校  一般養成施設: 37施設 短期養成施設: 20施設 
<b>養成施設ごとの資格取得者数</b>	平成20年度の入学者総数: 11,638人 (高校本科除く) 	平成20年度の合格者総数: 13,436人 (※行政職72人を含む) 	平成20年度の合格者総数: 4,434人 

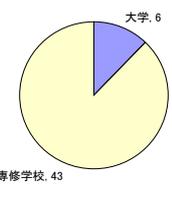
4) 教育系、家政系

	保育士	幼稚園教諭 二種	管理栄養士	栄養士
資格の取得要件	<p>○厚生労働大臣の指定する保育士養成施設を卒業した者</p> <p>○保育士試験に合格した者 (保育士試験の受験資格は、原則として次のいずれかに該当すること。①短大卒業又は同等以上、②高校卒業後に児童福祉施設での実務経験2年以上、③中学卒業後に児童福祉施設での実務経験5年以上) (なお、幼稚園教諭免許保持者については筆記試験2科目と実技試験が免除)</p>	<p>○短期大学の学位を有し、大学又は指定教員養成機関において所定の単位を修得した者</p> <p>○指定教員養成機関を卒業し、又は短期大学と同等以上の資格を有すると文部科学大臣が認めた場合であって、大学又は指定教員養成機関において所定の単位を修得した者</p> <p>○3年以上の実務経験等の条件を満たした保育士で、幼稚園教諭資格認定試験に合格した者</p>	<p>(管理栄養士国家試験受験資格の取得要件) 栄養士であって以下のいずれかに該当するもの</p> <p>○修業年限が四年である養成施設であつて、学校(専修学校及び各種学校を含む)であるものにあつては文部科学大臣及び厚生労働大臣が、学校以外のものにあつては厚生労働大臣が指定した管理栄養士養成施設を卒業した者</p> <p>○修業年限が二年、三年又は四年である養成施設を卒業して栄養士の免許を受けた後厚生労働省令で定める施設において三年、二年又は一年以上(在学+実務が五年以上)栄養士の指導に従事した者</p>	<p>○厚生労働大臣の指定した養成施設において二年以上栄養士として必要な知識及び技能を修得した者</p>
養成施設の種別	大学 短大 専修学校 その他養成施設	大学 短大 専修学校	大学 専修学校	大学 短大 専修学校
養成施設数	合計: 544施設 	合計: 445施設 	合計: 118施設 	合計: 177施設 
養成施設ごとの資格取得者数等	平成19年度の資格取得者総数: 41,613人  (参考)平成19年度の保育士試験合格者数: 7,750人	平成19年3月の資格取得者総数: 35,547人 	平成20年の資格取得者総数: 6,968人 	平成20年度の入学定員: 13,960人 

5) 理美容・調理

	理容師	美容師	調理師
資格の取得要件	<p>(理容師国家試験受験資格の取得要件)</p> <p>○高校を卒業した者等であつて、理容師養成施設において2年以上(通信課程の場合は3年以上)理容師になるのに必要な知識及び技能を修得したもの</p>	<p>(美容師国家試験受験資格の取得要件)</p> <p>○高校を卒業した者等であつて、美容師養成施設において2年以上(通信課程の場合は3年以上)美容師になるのに必要な知識及び技能を修得したもの</p>	<p>○厚生労働大臣の指定する調理師養成施設において、1年以上、調理、栄養及び衛生に関して調理師たるに必要な知識及び技能を修得したもの</p> <p>○中学校を卒業した者等であつて、多数人に対して飲食物を調理して供与する施設又は営業で厚生労働省令の定めるものにおいて2年以上調理の業務に従事した後、調理師試験に合格したもの</p>
養成施設の種別	大学 専修学校 高校別科 その他の養成施設	大学 短大 専修学校 高校別科 その他の養成施設	短大 専修学校 高校 その他養成施設
養成施設数	合計: 130施設 	合計: 264施設 	合計: 271施設 
養成施設ごとの資格取得者数等	平成20年の資格取得者総数: 997人 	平成20年の資格取得者総数: 5,384人 	平成20年の入学定員: 30,957人 

6)工業系

	自動車整備士(1級)	自動車整備士(2級)	自動車整備士(3級)
技能検定の受験資格の取得要件	○2級の技能検定に合格した者であつて、1種養成施設の1級の課程を修了したもの等 (養成施設の課程を修了した者等については、学科試験又は実技試験の全部又は一部が免除)	○1種養成施設の2級の課程を修了した者 ○自動車に関する学科を有する大学であつて国土交通大臣が定めるものにおいて当該学科の2級の課程を修めて卒業した者等 (養成施設の課程を修了した者等については、学科試験又は実技試験の全部又は一部が免除)	○1種養成施設の3級の課程を修了した者等 (養成施設の課程を修了した者等については、学科試験又は実技試験の全部又は一部が免除)
養成施設の種類の	大学 専修学校	大学 専修学校 高校 職能開発校 その他の養成施設	専修学校 高校 職能開発校 その他の養成施設
養成施設数	合計:49施設(1種養成施設) 	合計:193施設(1種養成施設及び国土交通大臣が定める学科を有する大学等) 	合計:63施設(1種養成施設) 
養成施設ごとの受験資格取得者数	平成19年度の受験資格取得者総数:475人 	平成19年度の受験資格取得者総数:13,798人 	平成19年度の受験資格取得者総数:3,225人 

## 大学(学部)における職業意識・能力の形成を目的とした教育の実施状況(平成19年度)

○実施状況

(学部数)

国立	公立	私立	計
321 (89.7%)	133 (83.1%)	1264 (86.4%)	1718 (86.7%)

○具体的な取組内容

(学部数)

	国立	公立	私立	計
インターンシップを取り入れた授業科目の開設	213 (59.5%)	61 (38.1%)	785 (53.7%)	1059 (53.5%)
今後の将来設計、大学生活の在り方、勤労観・職業観の育成を目的とした授業科目の開設	245 (68.4%)	58 (36.3%)	869 (59.4%)	1172 (59.2%)
資格取得・就職対策等を目的とした正課の授業科目の開設	99 (27.7%)	43 (26.9%)	529 (36.2%)	671 (33.9%)
資格取得・就職対策等を目的とした対策講座(単位認定を行っていないもの)の開設	99 (27.7%)	78 (48.8%)	783 (53.5%)	960 (48.5%)
企業関係者、OB、OGなどの講演等の実施	236 (65.9%)	97 (60.6%)	955 (65.3%)	1288 (65.0%)
その他	35 (9.8%)	11 (6.9%)	105 (7.2%)	151 (7.6%)

資料:文部科学省調べ

# 短期大学における職業意識・能力の形成を目的とした教育の実施状況（平成19年度）

○実施状況 (学校数)

公立	私立	計
20 (83.3%)	326 (89.1%)	346 (88.7%)

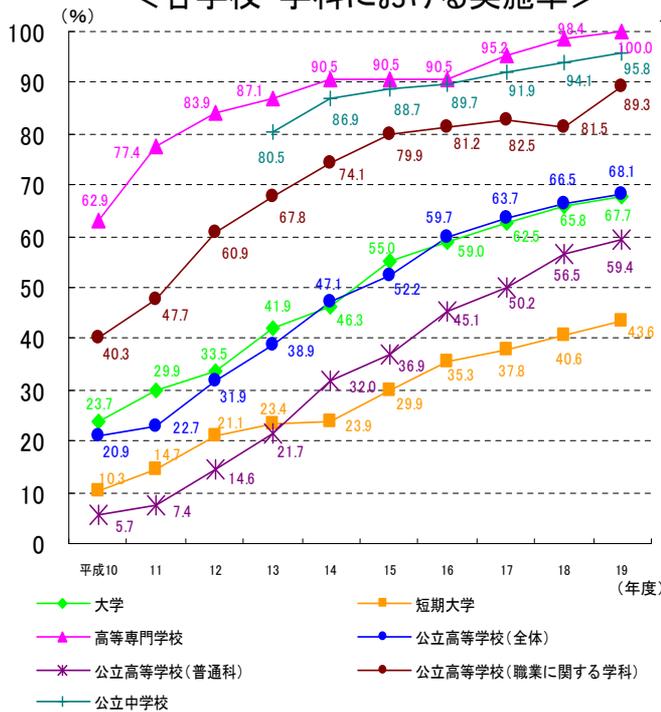
○具体的な取組内容 (学校数)

	公立	私立	計
インターンシップを取り入れた授業科目の開設	4 (16.7%)	164 (44.8%)	168 (43.1%)
今後の将来設計、大学生活の在り方、勤労観・職業観の育成を目的とした授業科目の開設	10 (41.7%)	158 (43.2%)	168 (43.1%)
資格取得・就職対策等を目的とした正課の授業科目の開設	6 (25.0%)	195 (53.3%)	201 (51.5%)
資格取得・就職対策等を目的とした対策講座(単位認定を行っていないもの)の開設	11 (45.8%)	214 (58.5%)	225 (57.7%)
企業関係者、OB、OGなどの講演等の実施	16 (66.7%)	234 (63.9%)	250 (64.1%)
その他	2 (8.3%)	13 (3.6%)	15 (3.8%)

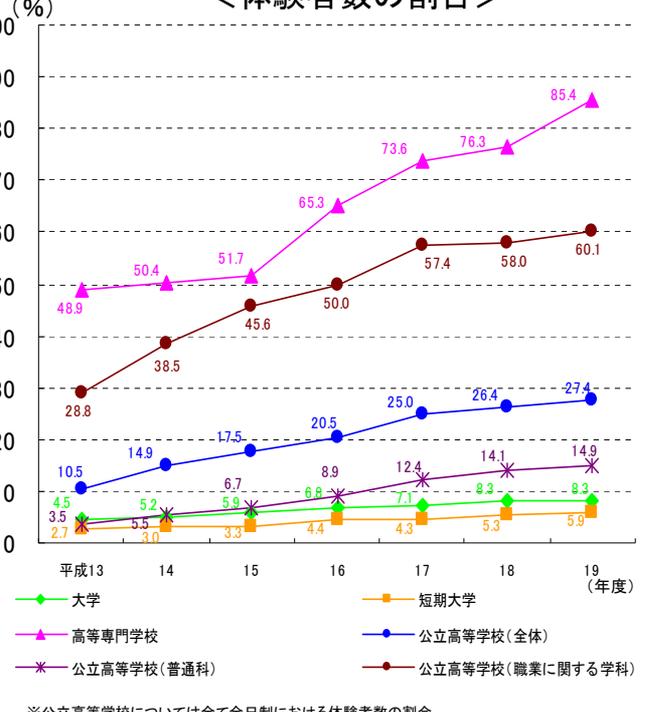
資料：文部科学省調べ

## 職場体験・インターンシップの実施状況

<各学校・学科における実施率>



<体験者数の割合>

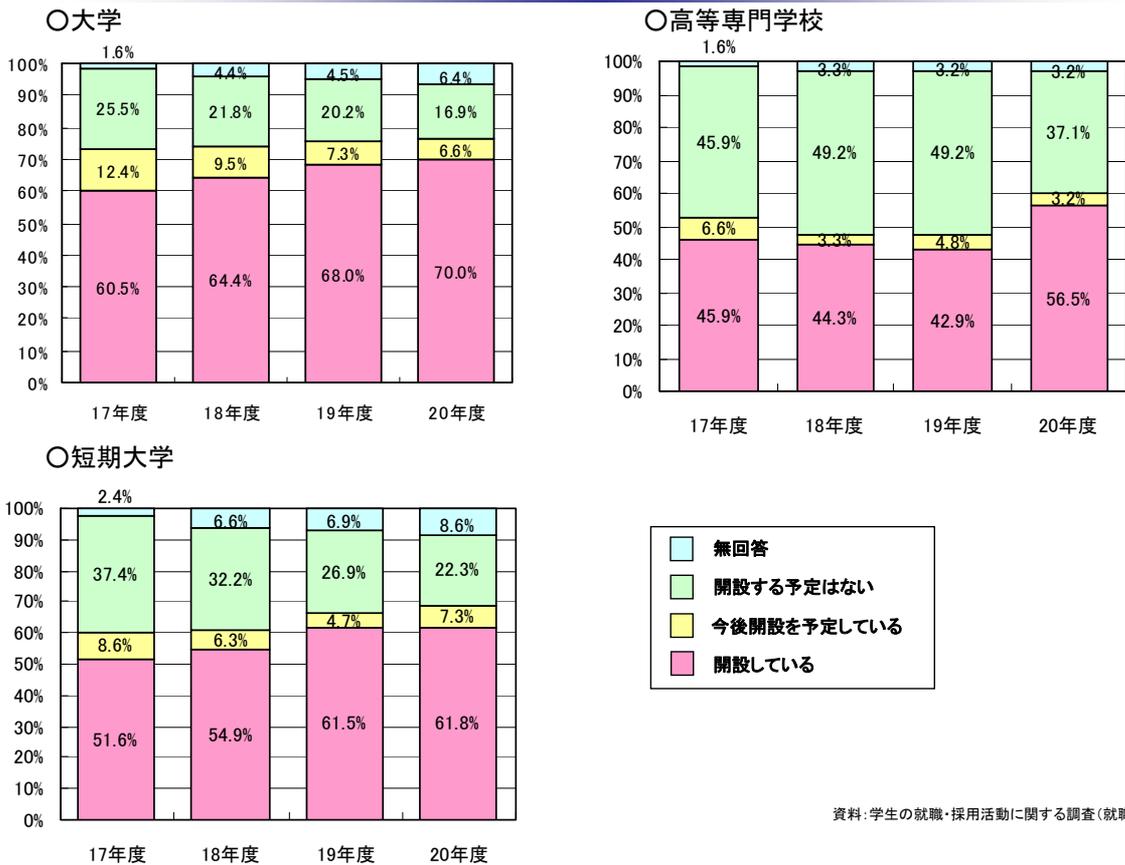


※公立高等学校については全て全日制における実施率  
資料：中学校、高等学校は、文部科学省（～H16）、国立教育政策研究所生徒指導研究センター（H17～）公表資料  
大学、短期大学、高等専門学校は、文部科学省公表資料

※公立高等学校については全て全日制における体験者数の割合  
※高等学校については、3年間を通して1回でも体験した3年生の数を体験者数とし、3年生全体に占める割合。  
※大学については、その年度の卒業生数を母数として内閣府において推計（短期大学、高等専門学校についても同様に推計）。  
※中学校のデータは存在せず。

資料：高等学校は、文部科学省（～H16）、国立教育政策研究所生徒指導研究センター（H17～）公表資料を基に作成  
大学、短期大学、高等専門学校は、内閣府「青少年白書」を基に作成

# 大学等における職業意識の形成に関わる授業科目の開設状況に関する学校数の割合



## 産学人材育成パートナーシップ



「産学人材育成パートナーシップ」は、人材育成に関し大学と産業界の連携・協力を強化するため、産学が連携して双方の対話と取組の場を創設するもの。産学の横断的課題や業種・分野的課題等について幅広く議論を行うことで、人材育成に係る**産学双方の共通認識を醸成**し、その後の**産学双方の具体的な行動**に繋げていく。

「社会総がかりで教育再生を —第三次報告—」(平成19年12月15日教育再生会議)

○人材育成に関する大学と産業界の連携・協力等のための会議(「産学人材育成パートナーシップ」)の活用や学術関係団体との連携等により、大学は、社会の要請にあった質の高い卒業生を送り出す。

「経済財政改革の基本方針2007」(平成19年6月19日閣議決定) (抄)

○産学双方向の対話(「産学人材育成パートナーシップ」)等を推進する。

### <全体会議>

- ◆日本経団連、経済同友会、日本商工会議所
- ◆国立大学協会、公立大学協会、私立大学協会、私立大学連盟
- ◆各分科会議長

※ 日本学術会議と官(文部科学省と経済産業省)はオブザーバー

### <分科会>



【産学人材育成パートナーシップでの提言の例：材料分科会】

- (1) 産業の最先端で貢献する基礎の位置付けが理解できるような教育プログラムの共同開発などによる「基礎教育の強化」
- (2) 学生のみならず、教員も参画したインターンシップの実施
- (3) 施設・教員等のリソースを有効活用した拠点づくり
- (4) 人材育成の観点を取り入れた産学共同による研究開発プロジェクトの実施
- (5) 材料系分野の魅力普及・啓蒙に掛かるPR活動
- (6) 産業界のニーズも踏まえた「大学評価システムの充実」

# 高等専門学校教育の充実について

—ものづくり技術力の継承・発展とイノベーションの創出を目指して—  
中央教育審議会答申の概要

## 1. 高等専門学校教育の現状と社会経済環境の変化

- 高等専門学校は、中学校卒業後からの5年一貫の本科とそれに続く2年間の専攻科での実践的専門教育により、実践的・創造的な技術者を養成
- 卒業生の高い就職率・求人倍率に見られるように、社会から高く評価
- 社会経済環境の変化：高等教育のユニバーサル化、技術の高度化、15歳人口の減少、理科への関心の薄れ、進学率の上昇、地域連携強化の必要性の高まり、行財政改革の進展

## 2. 高等専門学校教育の充実の方向性

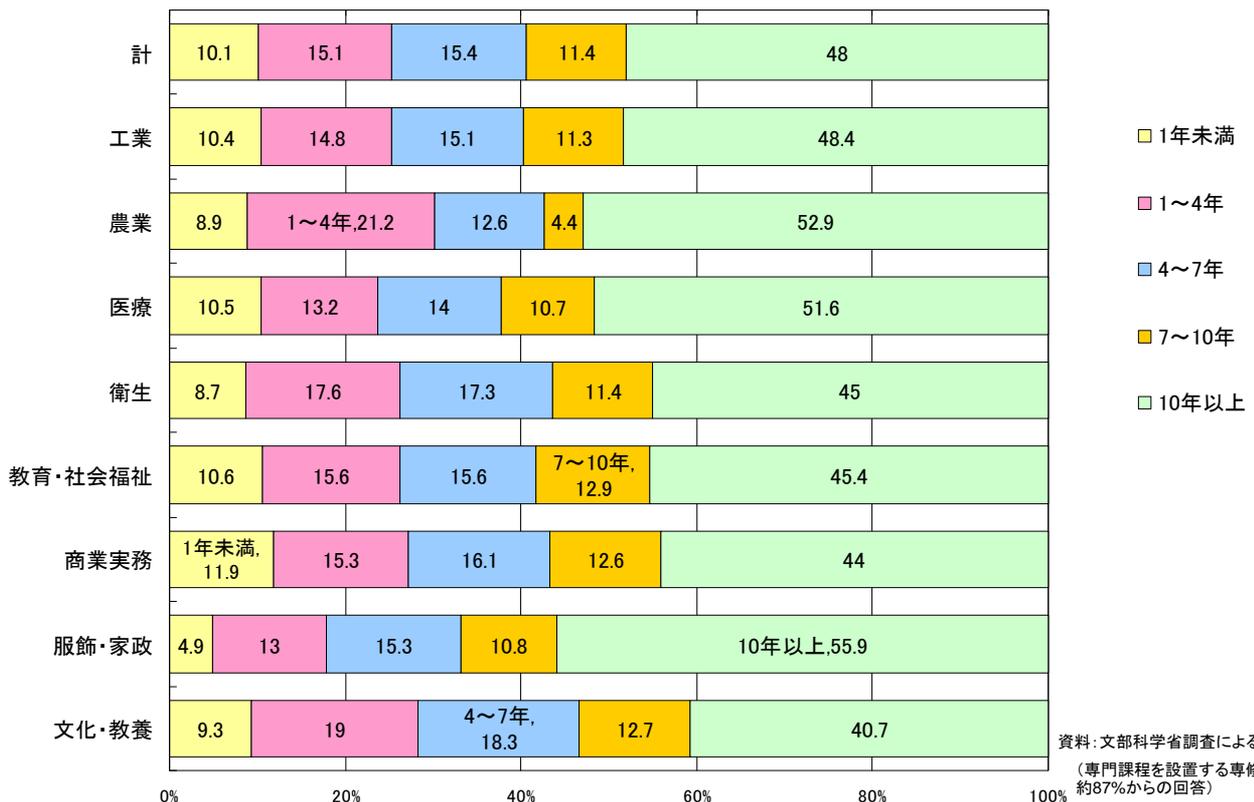
### 【基本的考え方】

- それぞれの高等専門学校が自主的・自律的改革に不断に取り組み、社会経済環境の変化に積極的に対応
- 中堅技術者の養成から、幅広い場で活躍する多様な実践的・創造的技術者の養成へ
- 多様な高等教育機関の一つとして本科・専攻科の位置付けを明確に
- 産業界や地域社会との連携を強化し、ものづくり技術力の継承・発展を担いイノベーション創出に貢献する技術者等の輩出へ

### 【具体的方策】

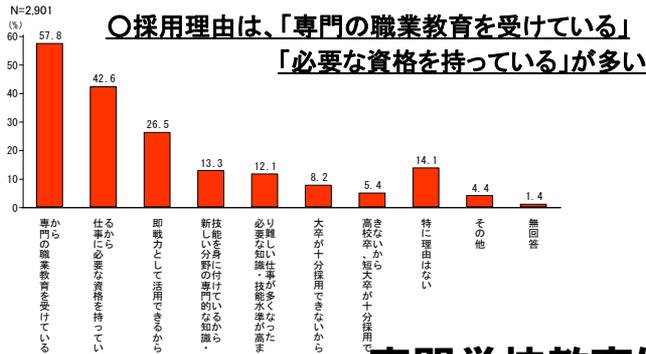
- ①教育内容・方法等の充実
  - ・地域の産業界等との幅広い連携の促進、「共同教育」の充実
  - ・一般教育の充実
  - ・技術科学大学との連携の強化
  - ・自学自習による教育効果も考慮した単位計算方法の活用
  - ・退職技術者を含む企業人材等の活用
- ②入学者の確保及び多様な学生への支援
- ③大学への編入者増加への対応
- ④教育基盤の強化
  - ・教員等の確保、FDの実施等、施設・設備の更新・高度化、事務部門強化、財政支援の充実
- ⑤教育研究組織の充実
  - ・科学技術の高度化等に対応した学科の在り方の見直し
  - ・工業・商船以外の新分野への展開
  - ・地域のニーズを踏まえた専攻科の整備・充実等
  - ・地域と連携しつつ国立高等専門学校の再編・整備について検討
- ⑥高等専門学校の新たな展開
  - ・公立の専門高校や大学校等を基に新たな公立高等専門学校を設置する可能性を含め、潜在的需要を発掘し、必要がある場合には支援方策等について検討
- ⑦社会との関わり強化
  - ・留学生受入れ、教員の海外派遣、海外技術協力など国際的な展開の推進
  - ・広報活動強化による認知度向上、共同研究の推進、公開講座等の展開

## 専門学校の特設分野別教員（本務及び兼務）実務経験年数割合



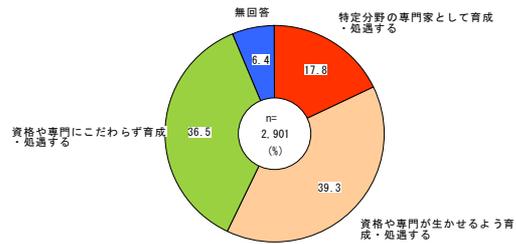
# 専門学校卒業生の採用理由と育成方針

## 採用理由(採用時)



## 育成方針(採用後)

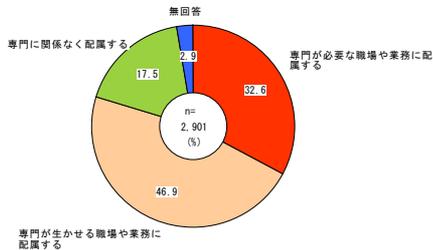
○採用後10年間の育成方針としては、「資格や専門にこだわらない」も4割弱



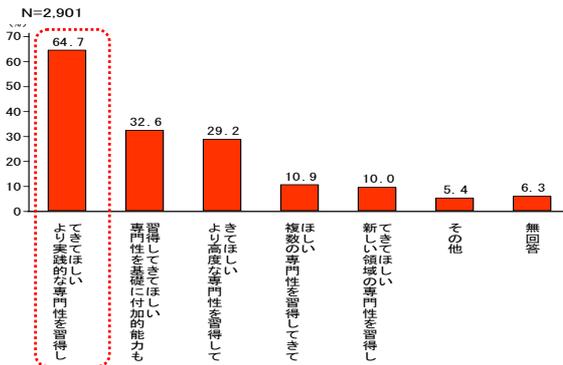
## 専門学校教育に対する期待

○専門学校卒はその専門性に配慮した活用が行われている

### 専門性への評価と期待



○今後期待するのは「より実践的な専門性」の習得



### ○専門学校教育への要望(ヒアリングより)

企業は専門学校卒の専門的職業能力や即戦力性、“職人氣質”といったものに魅力を感じつつも、今後の専門学校教育には、より基礎力の強化を求める声が多く寄せられている。「問題解決のような能力が採用時から身につけているといい」「基礎力をしっかりつけて応用力を発揮できるように」「より広い基礎的な教養を身につけて伸びしろを長くしてほしい」など。

資料: 文部科学省「専門学校教育の評価に関する現状調査」(平成20年3月)

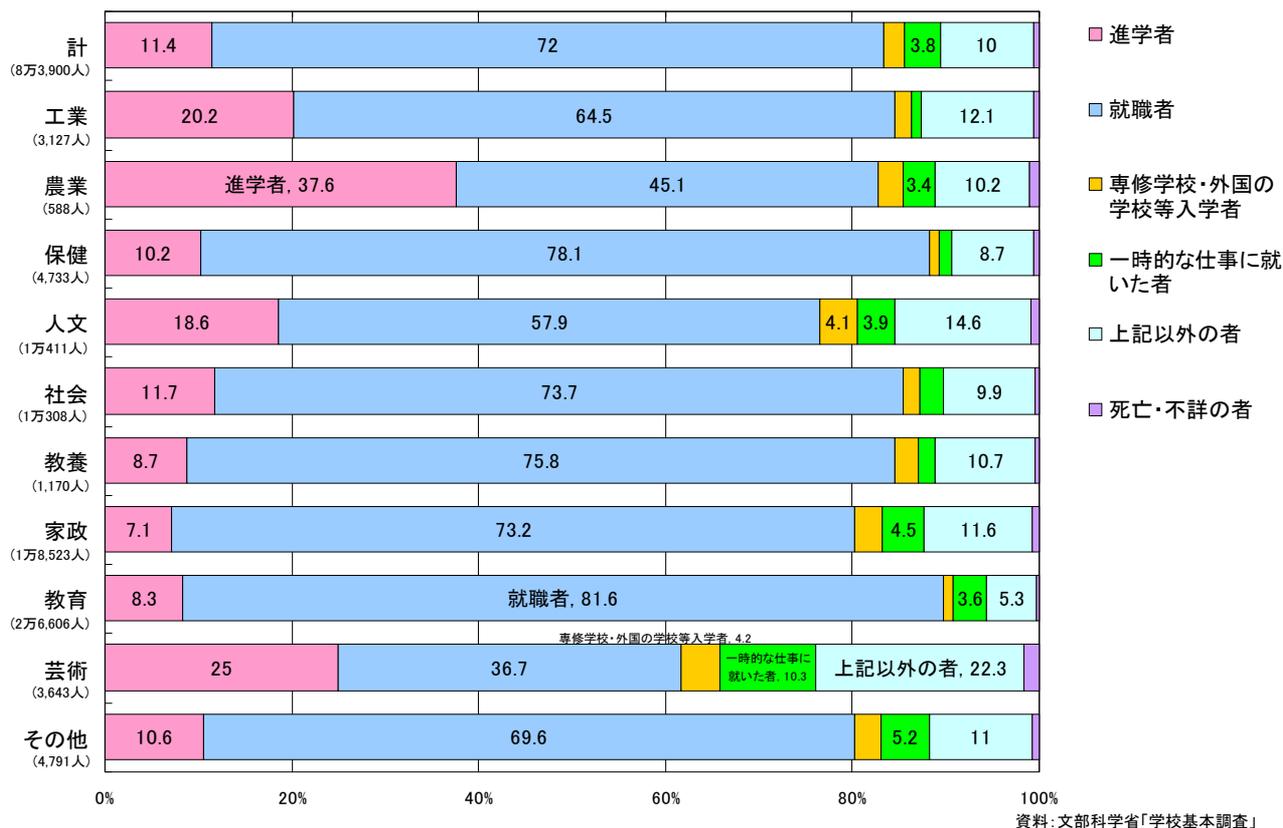
## 各高等教育機関における関係学科別卒業生割合

### 大学の関係学科別進路別卒業生割合 (平成20年3月)

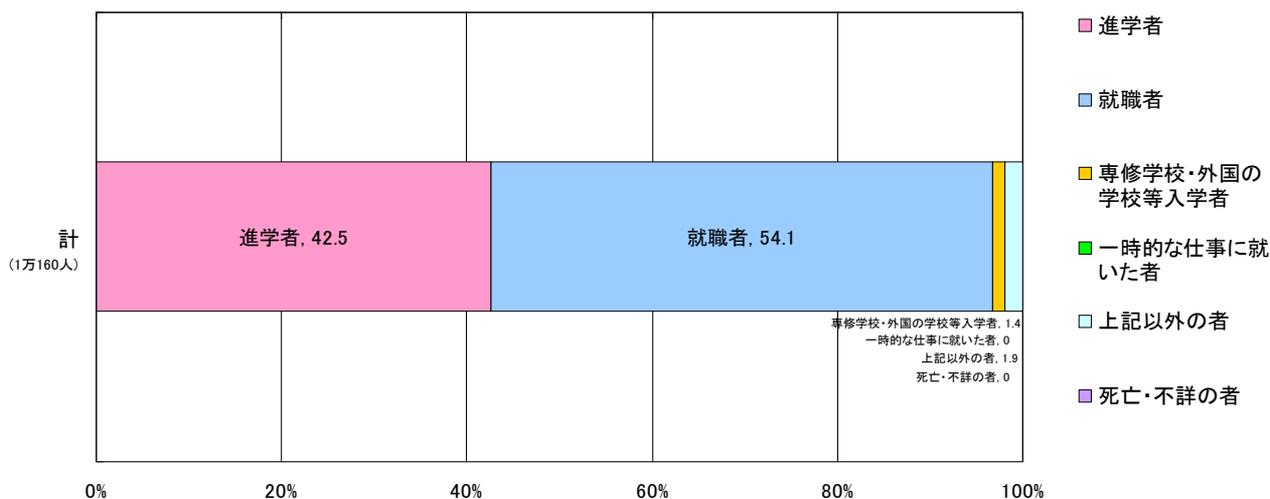


資料: 文部科学省「学校基本調査」

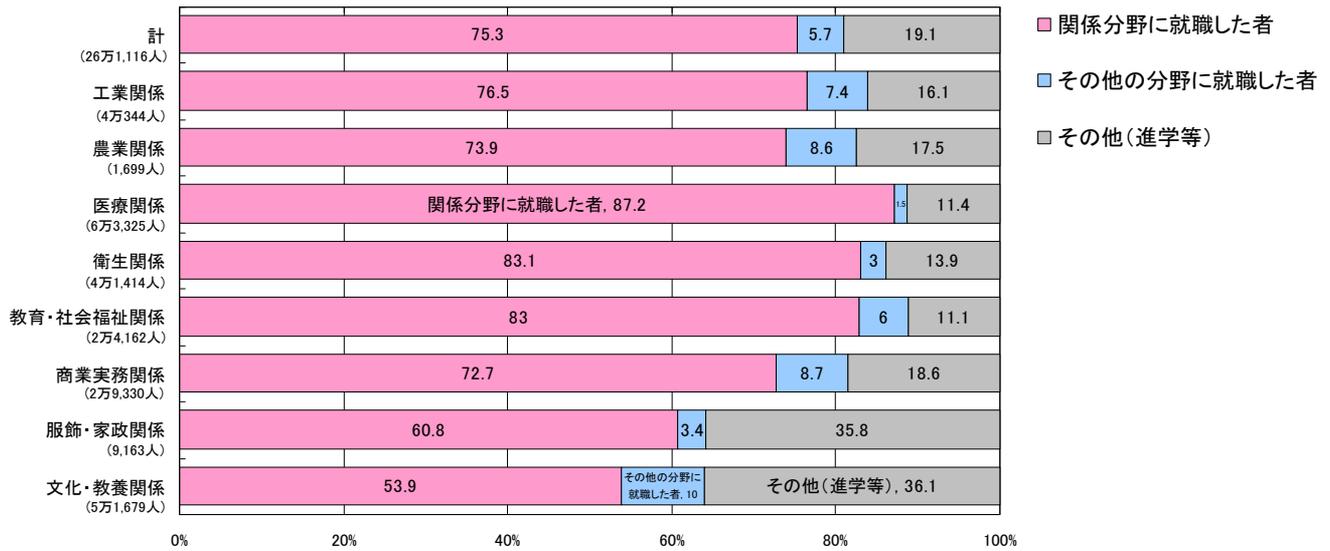
## 短期大学の関係学科別進路別卒業生割合（平成20年3月）



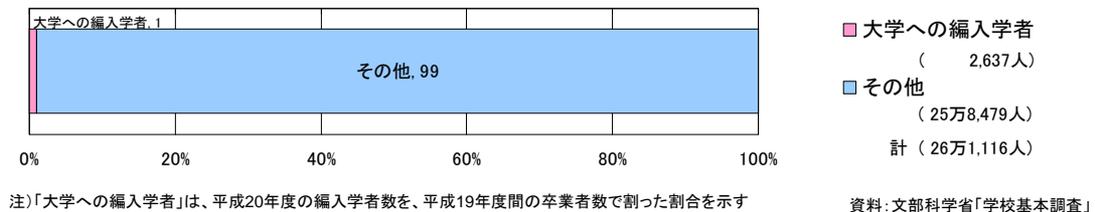
## 高等専門学校に進路別卒業生割合（平成20年3月）



## 専門学校の学科別卒業生割合（平成19年度間）

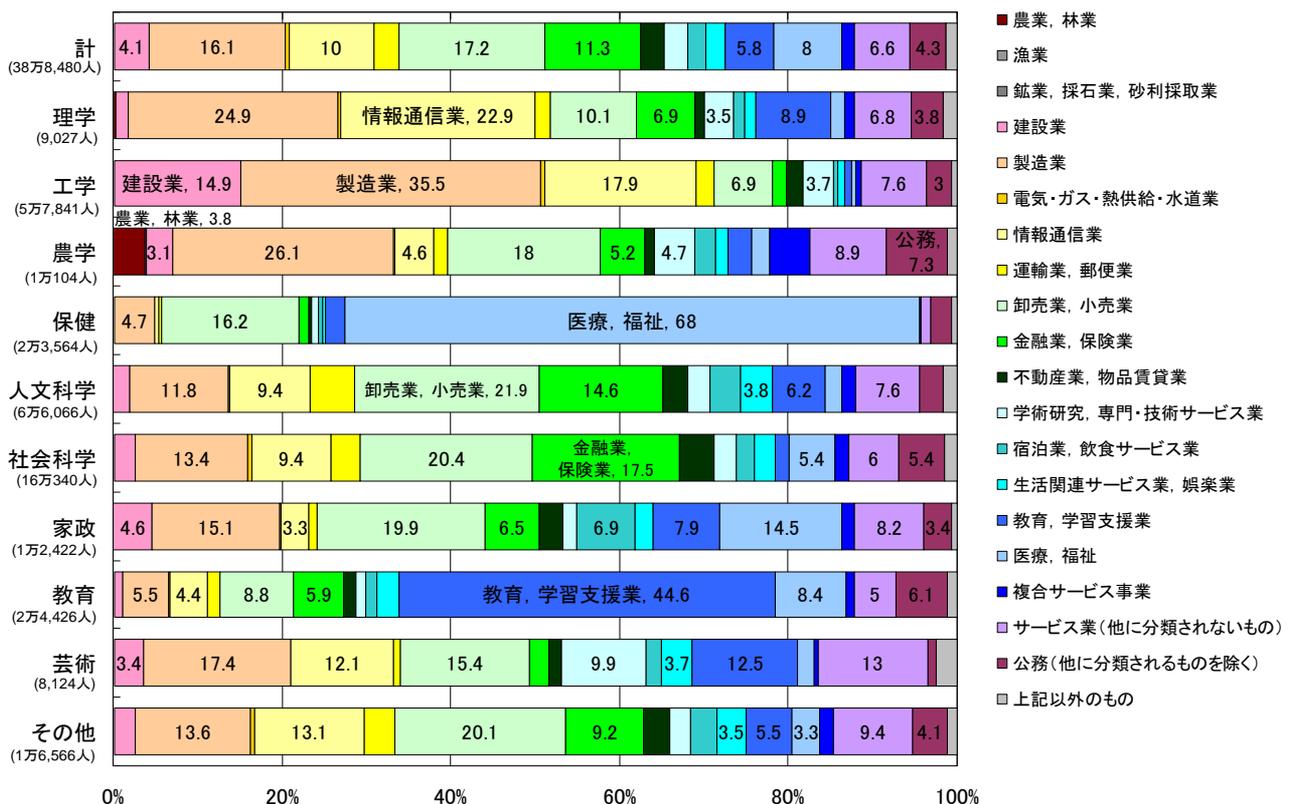


## 専門学校への編入学者割合（平成20年度）

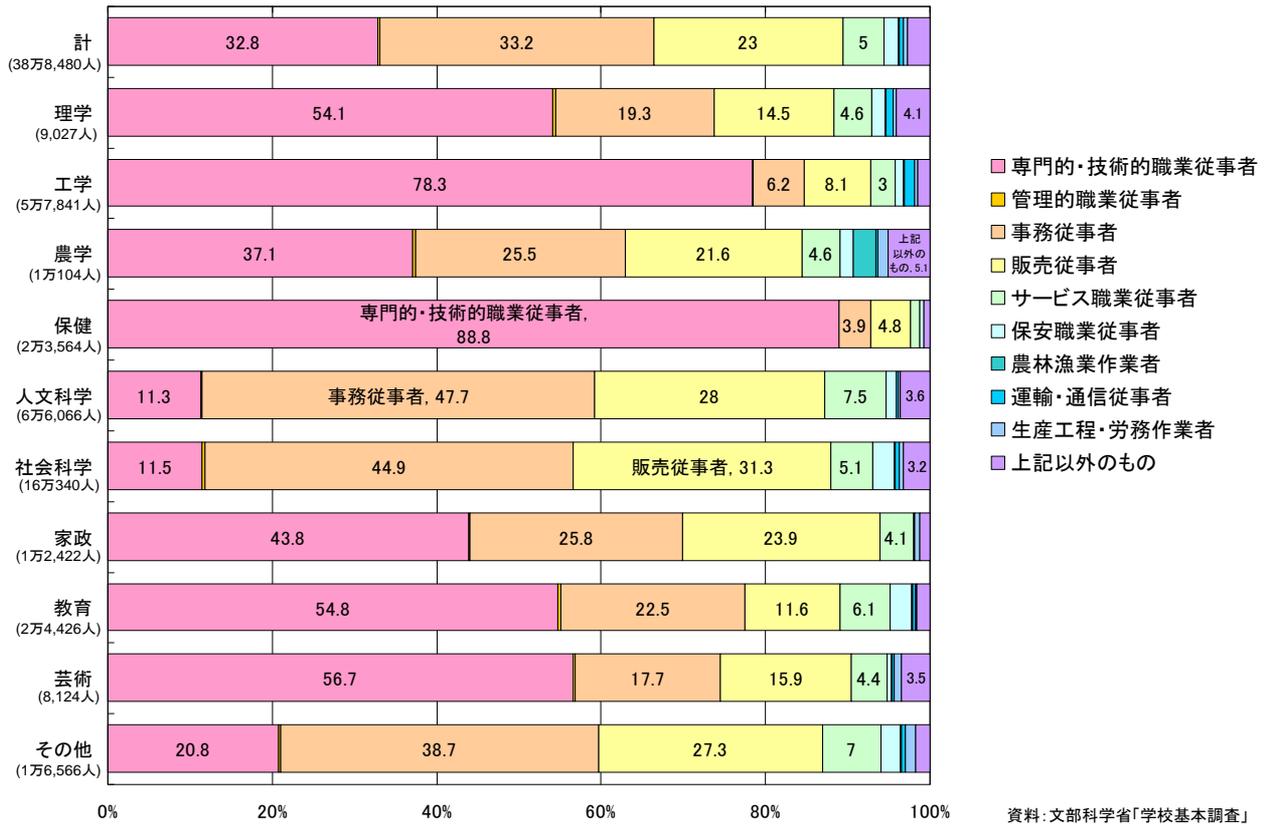


## 各高等教育機関における関係学科別就職者割合

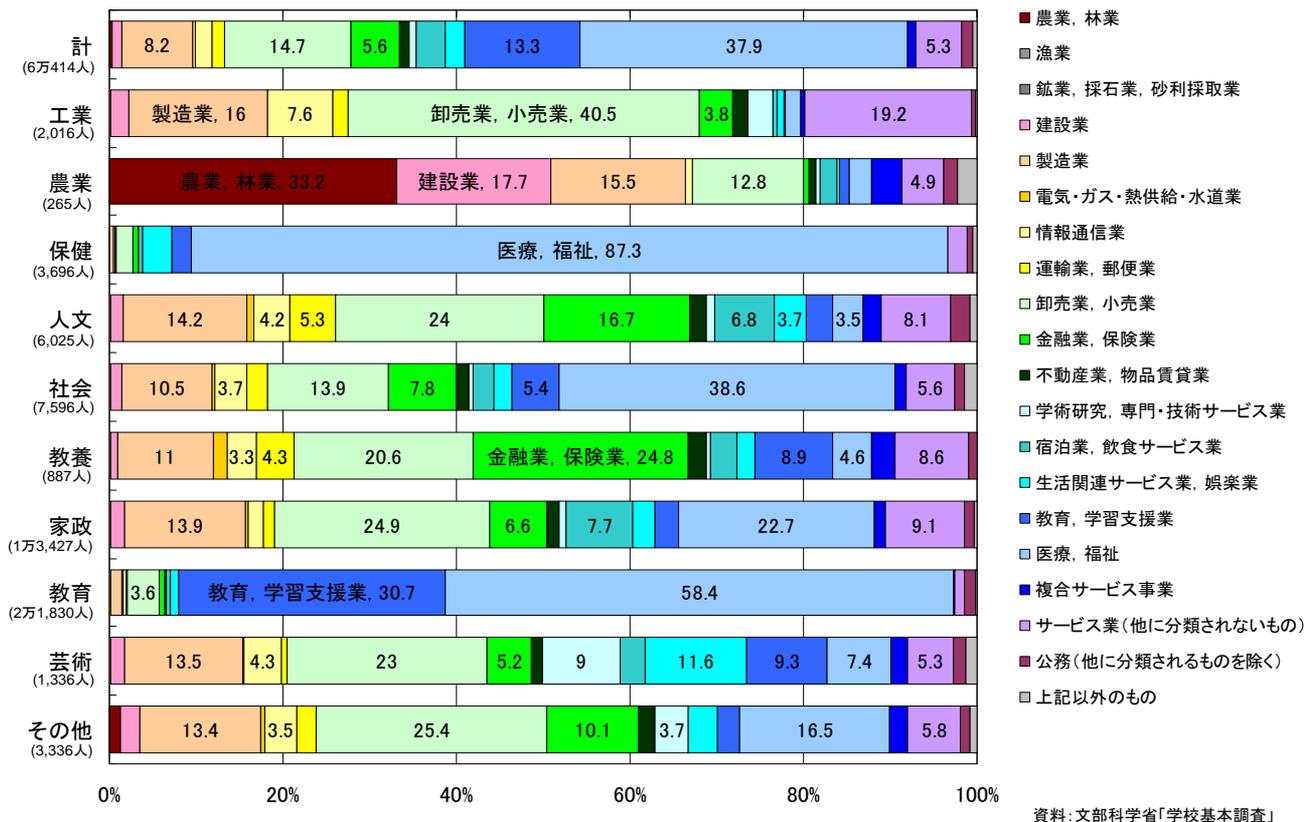
### 大学の関係学科別産業別就職者割合（平成20年3月）



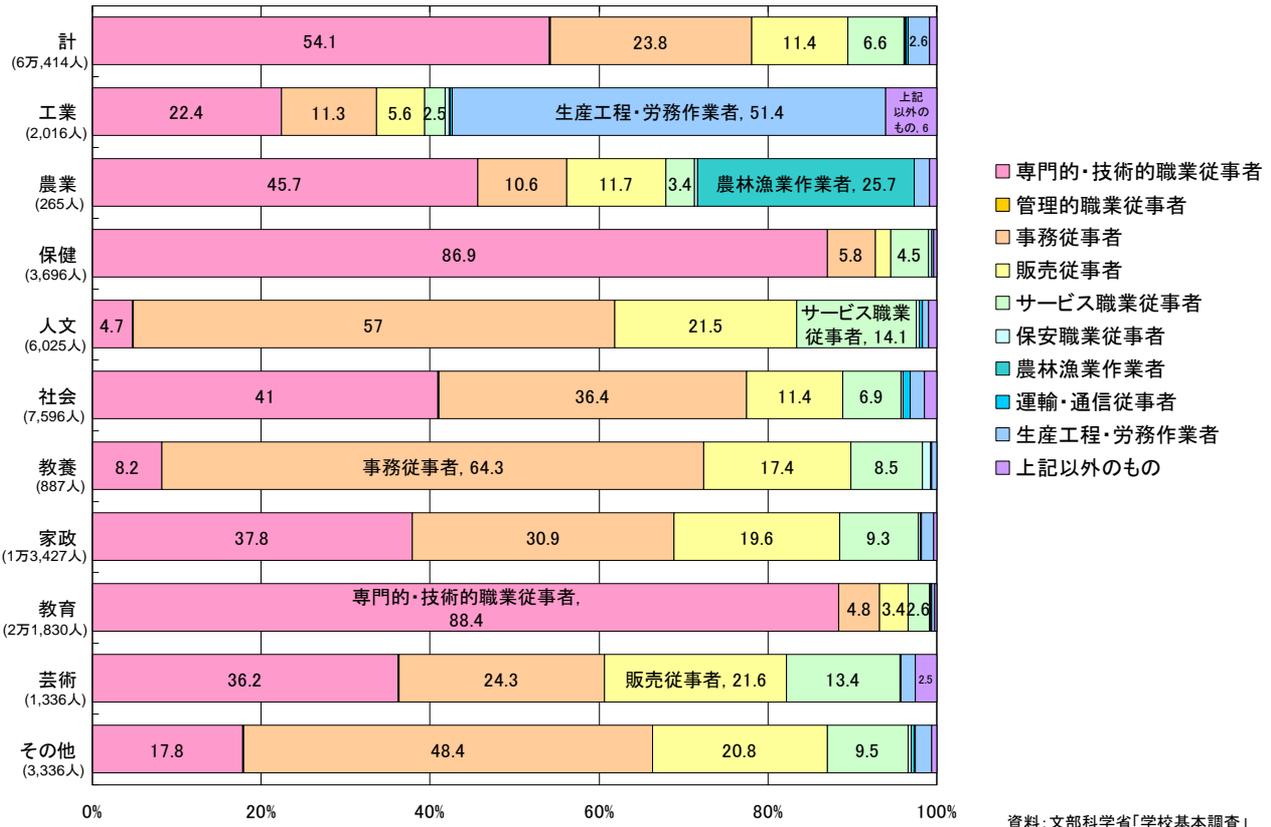
# 大学の関係学科別職業別就職者割合（平成20年3月）



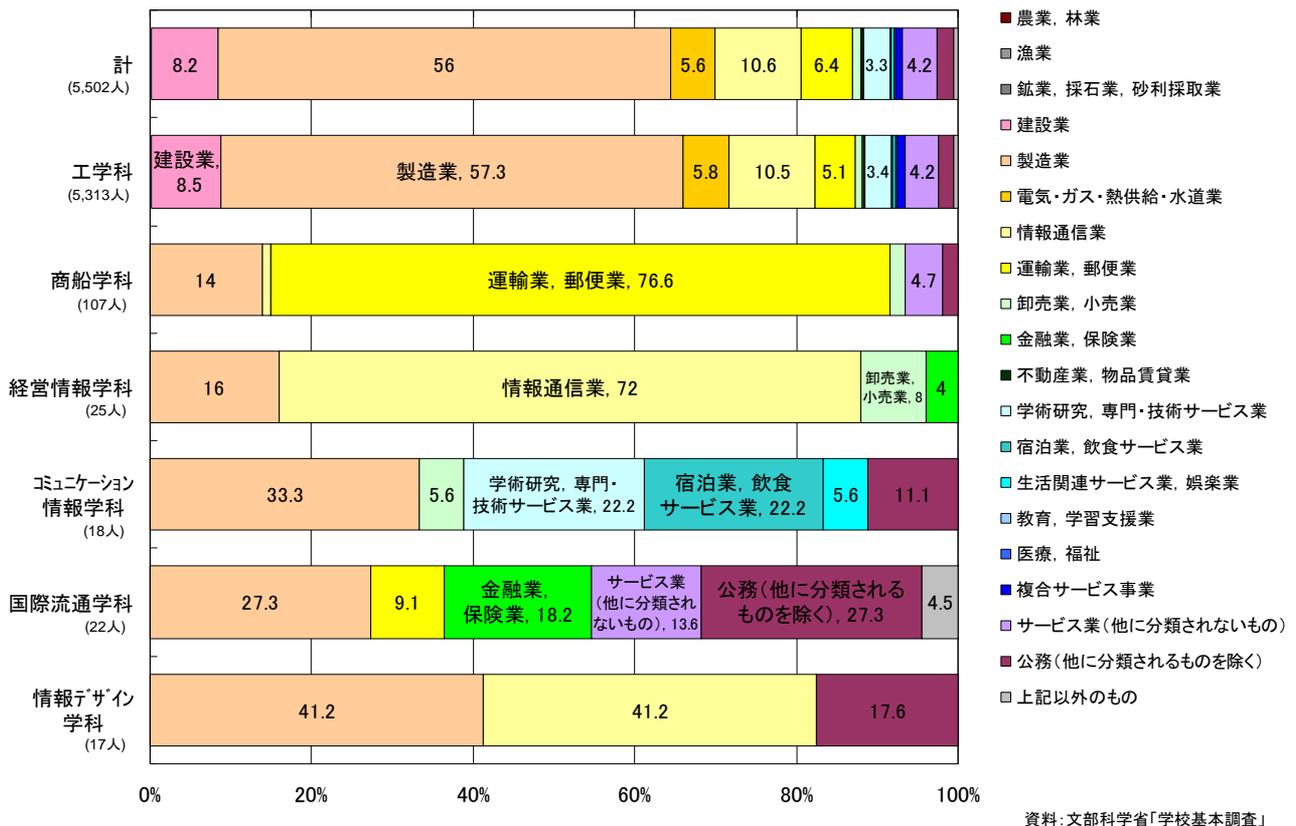
# 短期大学の関係学科別産業別就職者割合（平成20年3月）



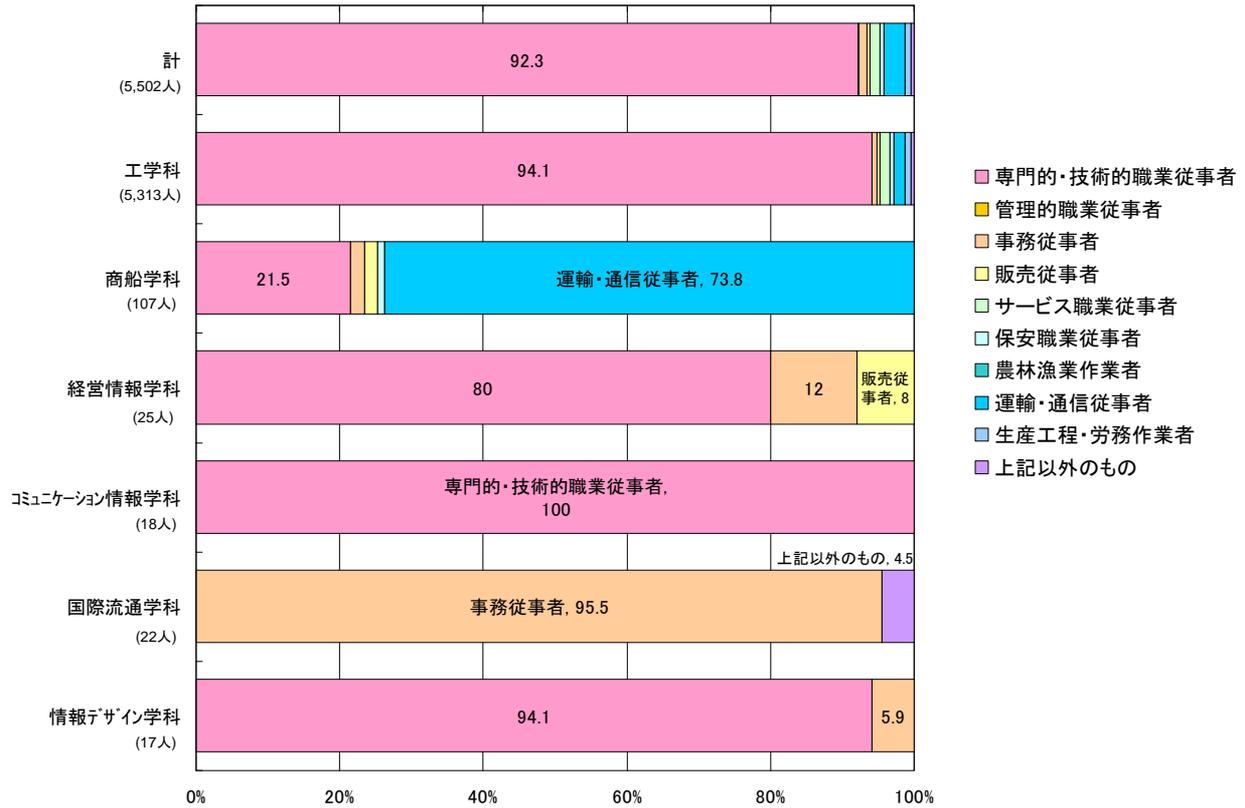
# 短期大学の関係学科別職業別就職者割合（平成20年3月）



# 高等専門学校の関係学科別産業別就職者割合（平成20年3月）

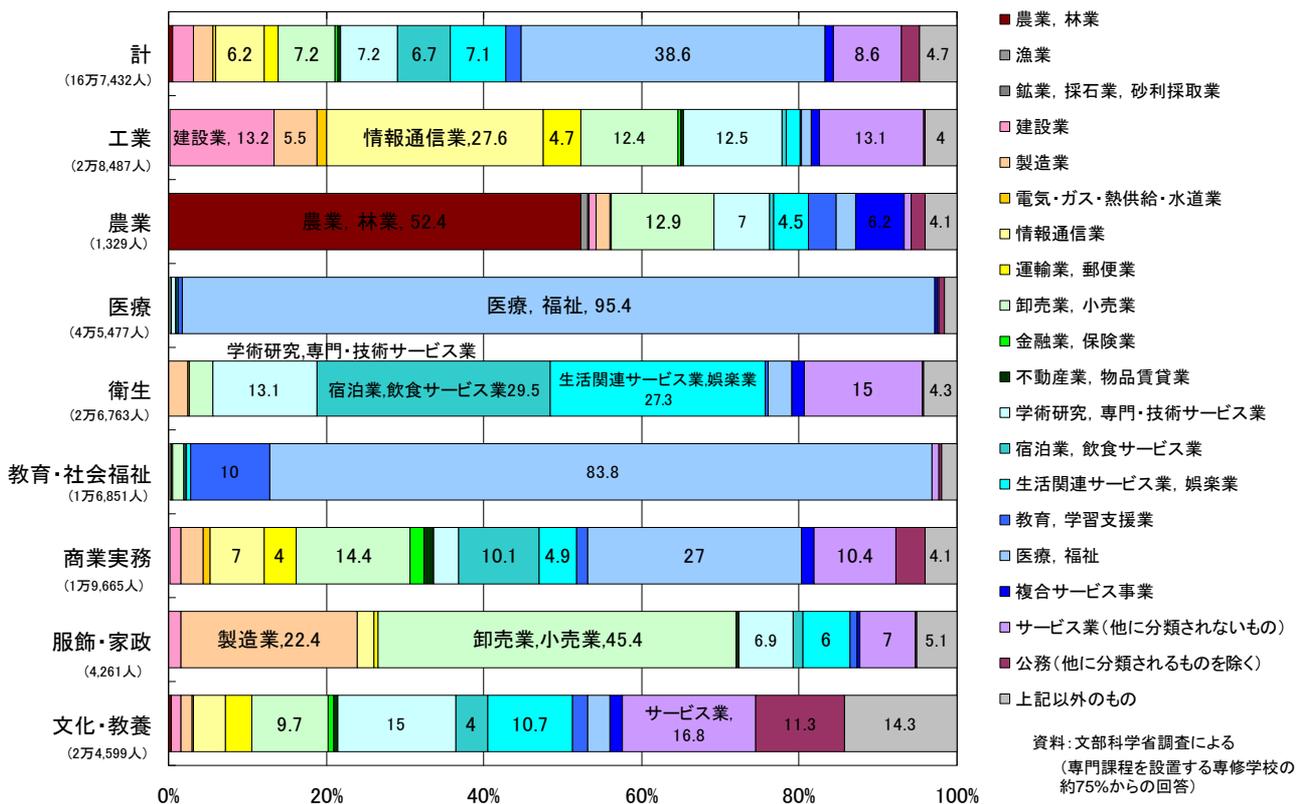


# 高等専門学校の関係学科別職業別就職者割合（平成20年3月）



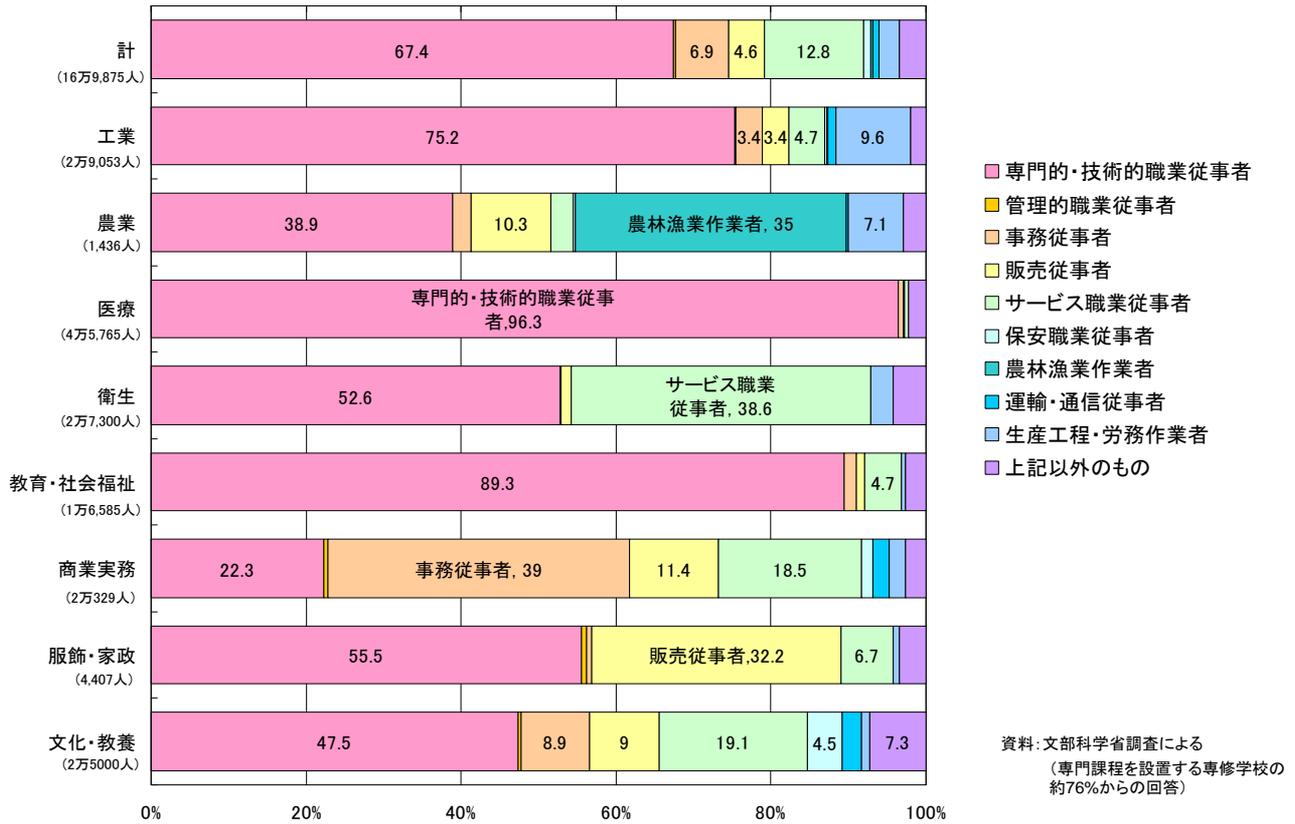
資料: 文部科学省「学校基本調査」

# 専門学校の関係学科別産業別就職者割合（平成20年度）



資料: 文部科学省調査による  
(専門課程を設置する専修学校の約75%からの回答)

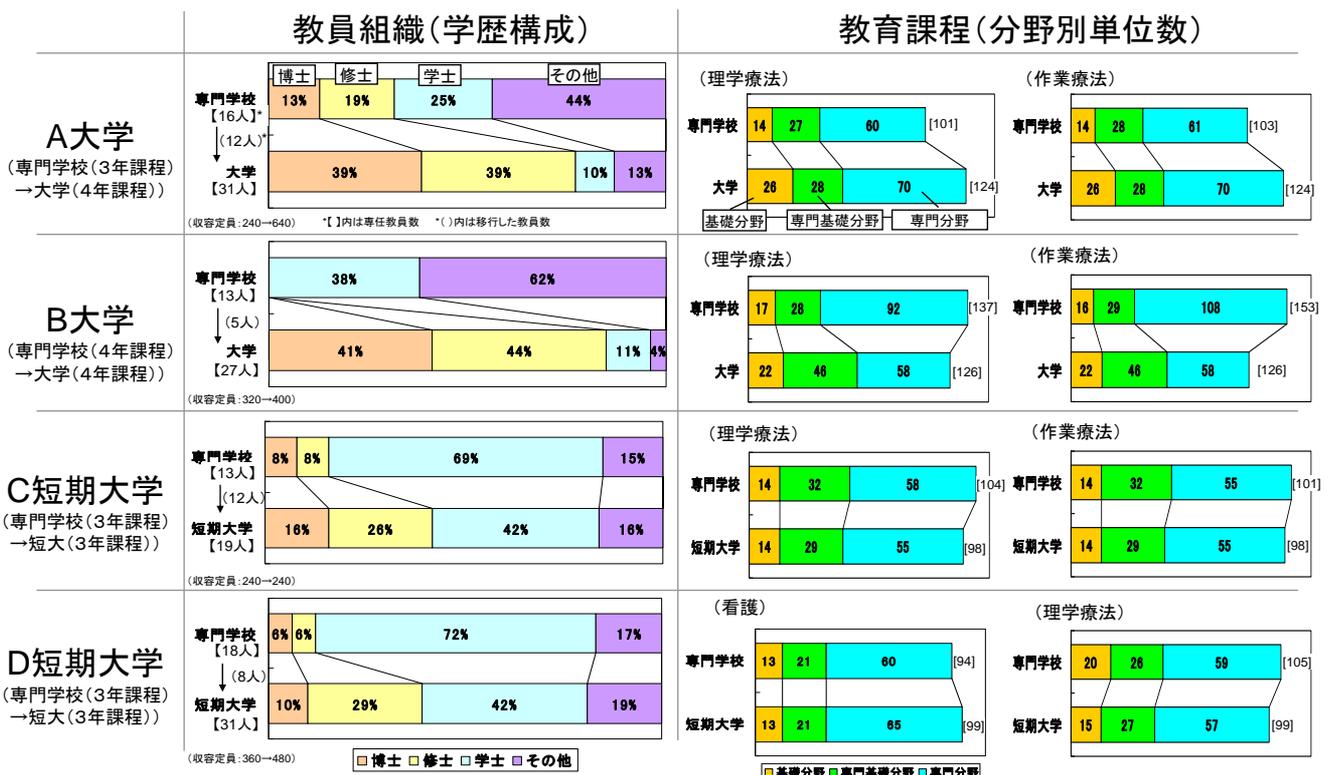
# 専門学校の関係学科別職業別就職者割合（平成20年度）



## 各高等教育機関におけるカリキュラム等の実態

### 大学と専門学校の教員組織・教育課程の相違

— 専門学校を前身として大学を設置した場合の教員組織・教育課程の変化 —



# 大学等の各分野別の講義、演習、実験・実習の割合① (大学)

○大学等のカリキュラムに占める実験・実習や演習等の授業の割合を把握するため、大学、短期大学、高等専門学校のカリキュラムを分野別にサンプリングし、分析を実施

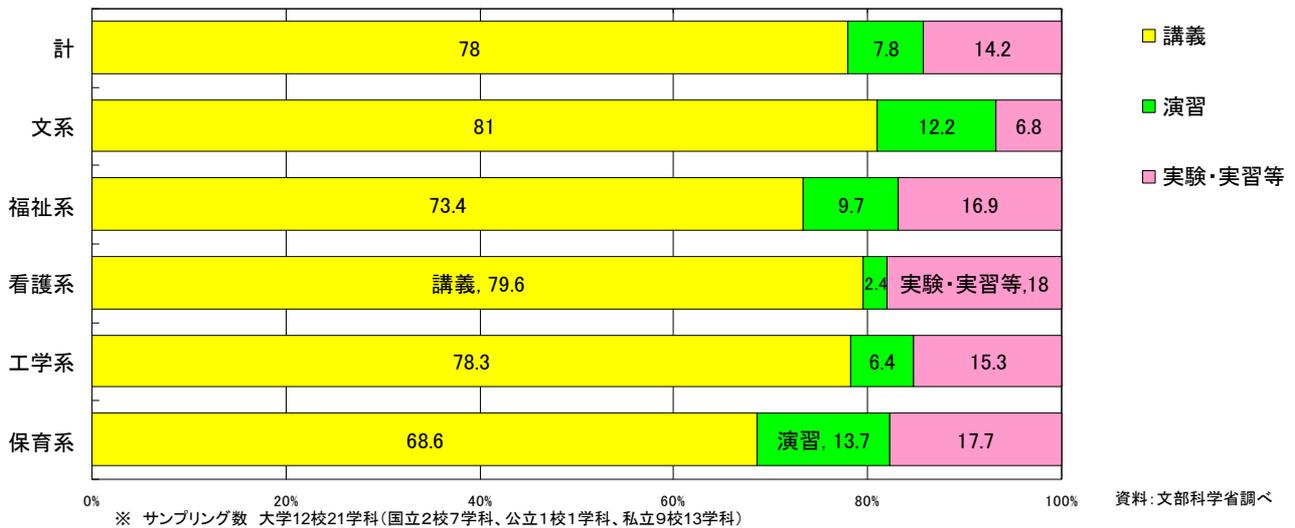
○分析に当たっては、各科目の単位数が卒業に必要な単位数に占める割合を算出

※授業の名称に「実験」、「実習」等を含むものを「実験・実習等」、「演習」を含むものを「演習」、それ以外を「講義」とした。

※選択科目については、実験・実習、演習を最大限選択した場合の単位数として割合を算出。

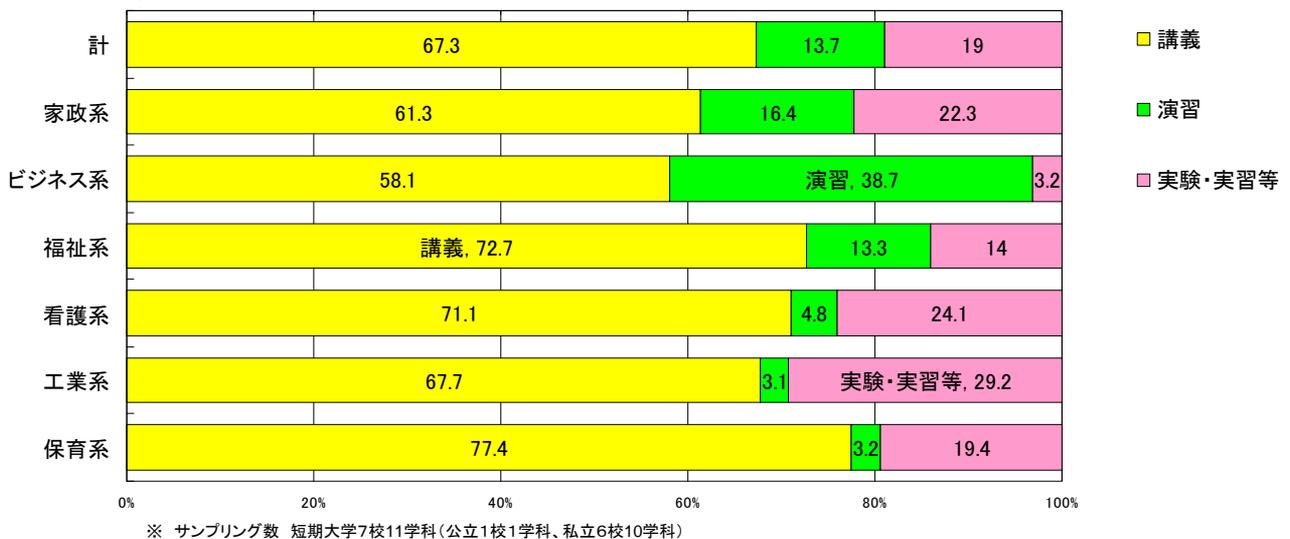
このため、単位数の割合は平均ではなく最大限取得可能な単位の割合

(大学)



# 大学等の各分野別の講義、演習、実験・実習の割合② (短期大学・高等専門学校)

(短期大学)



(高等専門学校)

